国語史学

中古の国語

安田 喜代門

國語科學講座

—V—

國語史學

中古の國語

安田喜代門

株式會社
明治書院

國語科學講座

— V —

國語史學

中古の國語

安田喜代門

株式會社
明治書院

目次

中古の國語

安田喜代門

第一章　時代區劃

國語史學としては、時代區劃について是非觸れなければならない。たとひ、時代區劃を設けるのが無意味であると考へる國語史學者でも一應その然る所以を論じなければならない。殊に本講座では現代を除いてはあるが、その他の時代を上古・中古・近古・近世と分けてあり、上古は奈良朝まで、中古は平安朝、近古は鎌倉室町、近世は江戸時代といふ風に分けてゐるらしいので、私の分擔してゐる中古の國語は所謂平安朝時代の國語の事である。

しかし國語史を右の如くに區切る事は果して妥當であらうか。今は各時代について論及する暇を有しないが、平安朝時代に限つて言つても、普通に言ふ平安朝時代をその儘、國語史の一時代とする事は妥當とは思はれない。平安朝時代の末期に當る所謂院政時代は次の時代なる鎌倉時代と共通する點が多くて、むしろその方に入れるのが妥當と考へられる。たとへば形容詞のシク活ジク活の終止形にシシといふ語尾を有する例は鎌倉から江戸にかけて行はれてゐるが、その用例は既に古く院政時代に發してゐる。また音韻史から觀ても院政時代には新しいものが發生してゐる事

が認められる。吉澤博士の『國語史概説』の百三頁以下に「源氏物語の時代以後約百年、院政時代になると、次の如く更に多くの音便があらはれた。」として、

1 ガ行四段活用の動詞、語尾のギがイになる。
2 タ行四段活用の動詞、語尾のチが促音になる。
3 ハ行四段活用の動詞、語尾のヒが促音になる。
4 ラ行四段活用の動詞、語尾のリが促音になる。
5 バ行四段活用の動詞、語尾のビが撥音になる。
6 バ行四段活用の動詞、語尾のビがウとなる。
7 マ行四段活用の動詞、語尾のミがウになる。

の七種をあげてある。この事實によつても院政時代は之を鎌倉時代に結びつけねばならぬ事が明かである。

私は昭和三年三月に『國語法概説』を公刊して、國語法史にも論じ及んだ時に、既にこの態度を取り、更に昭和四年十二月に『高等國語法』を著作して、國語法史を説くにも同じ態度を取つた。この『高等國語法』はその凡例にも言つてある通り、國語法史概説書として日本最初のものであり、今に唯一のものであるが、院政時代を平安朝時代からオミットして鎌倉時代に結附けたのは『國語法概説』にも説いてある通り、私の創案ではないのである。まづ近い過去に於いては山田孝雄博士の『奈良朝文法史』の六頁に平安朝期については

平安朝期と稱するは平安朝の始より略、後冷泉院天皇の御宇までをさす。この間の首要なるものは歌集にては三代集にして、

その他日記・物語・草子等頗多し。云々

とし、ついで院政鎌倉期については

院政鎌倉期は便宜上後三條院天皇の御宇頃より鎌倉幕府の終頃までをさす。

として、その理由を説いてゐられるのである。

それより前に大槻文彦は『廣日本文典別記』において、例言二頁に、

余が文典中の語格は、凡そ平安遷都の初より、後三條の朝の頃までの書中の用例に據りて立てゝ、私に、これを中古言と稱す。

と態度を明かにして、いはゆる院政時代を中古語から除いてある。この態度は後に『口語法別記』においても變らなかつた。すなはち端書七頁に

後三條帝、白河帝の頃から、音便わ、勿論、假名遣も、甚しく變わつて來て、動詞の活用の變わりも、ます〳〵見える。六衛府や、檢非違使に、諸國の武士を召遣われ、前九年、後三年の戰から凱旋した東國の武士の、京に入込んだのも多かろうし、後三條帝の時から、藤原氏の權力が衰え、白河帝が、院の北面の侍に、諸國の武士を召されなどして、源平等の武士の勢が盛んになつたなどから、京都の言葉に、變化が起つたのであろう。それから保元平治の亂となつて、ます〳〵變わつて來たに違いない。

と論じ、實例を擧げて説いてゐる。

更に遡つて江戸時代を觀るに伴蒿蹊の『國文世々の跡』では、古體として萬葉以前をあげ、中古體として、竹取物語・伊勢物語から源氏物語・枕草紙・狭衣物語などまでをあげ、近體として、大中臣朝臣輔親家集序から江戸時代まで

をあげてゐるのである。大中臣輔親は天暦八年（一六一四）に生れ、長暦二年（一六九八）に死んだ人で、その歿年は後朱雀天皇の御代に當つてゐて、後三條天皇の御代よりは約三十年前の事である。が、いはゆる平安朝の末期を次の時代へ附ける事において大槻・山田說と類似してゐるのである。

また富士谷成章は『挿頭抄』のはじめに、上古（神世より萬葉集の時までをひろくさしたり）・中古（三代集の時をいふ）・中ころ（三代集以後）など時代區劃を立てゝゐる。この時代區劃における中古は萬葉集の時までを除いて、その次の平安朝の初からであり、三代集の時であつて、三代集以後は次の時代になるとあるが、三代集の終である拾遺集は花山天皇の御撰とも藤原公任の撰とも言はれ、その頃のものであつて、とにかくまだ院政時代に這入つてゐない。が、この次の後拾遺集は白河天皇の應德三年（一七四六）に成つたもので、既に院政時代に入つてからの撰である。さうすると成章も院政時代は平安朝につけずに、その次に附けたことが知られる。すなはち山田孝雄氏が平安朝期を說いて「歌集にては三代集」とせられたのと一致するのである。

要するに、私の『高等國語法』以前に國語を歷史的にまとめて說いた書物が無かつたが、右に述べた數氏の如きは平安朝時代または中古から院政時代を除去するに大體、意見が一致してゐるのである。

尤も以上の說に對して異說が無い譯ではない。文獻書院から出版せられた『國文學講座』に春日政治氏は國語史を約三百頁書かれる筈であつた由であるが、その第二冊に僅かに二十六頁載せられたたけで未完に終つたらしいが、時代區劃については平安朝四百年を中古として一括してあつて、院政時代を鎌倉と結付ける事は顧みられてゐないのである。これは昭和三年二月のことである。更に昭和六年二月に吉澤博士は『國語史概說』を出され、平安朝時代を中

古として居られるのである。春日政治氏は昭和三年一月發行の『日本文學講座』第十四卷所載「國語史上の一劃期」において

奈良朝及びそれ以前の古代語が平安朝の中古語となり、それが鎌倉期から室町期へかけて近古語を生じ、更に江戸期の近世語となり、それから今の東京期に於ける現代語となつた……

といふ様に記してあつて、吉澤博士と全く一致する事を示してゐる。

次に『岩波講座日本文學』に執筆せられた橋本進吉氏の『國語學概論』の下（昭和八年一月發行）によると、口語史を三期に分けその境目を奈良朝と平安朝との間、及び室町時代と江戸時代との間としてをり、平安朝から室町時代までを更に細分して

（一）平安朝（但し院政時代以後を除いた三百餘年）

（二）院政及び鎌倉時代（凡二百五十年）

（三）室町時代（凡二百五十年）

としてもよからうと考へてゐられる。橋本氏の說は院政時代を鎌倉時代に結付けて平安朝から院政時代を除くことにおいて吾人と一致するが、それをさまで重要視してゐない點に多少の相違がある様である。けれども平安朝を一括して一單位として取扱ふよりは院政時代だけを引離す方がよいとせられる點に相違はない筈である。

とにかく、私は院政時代を除いた部分を平安朝時代すなはち中古と見て、それを概括し、更に院政鎌倉時代と比較する様につとめたい。

第二章　研究資料

平安朝時代の言語を研究するには、他の過去の時代におけると同様にその時代の人の肉聲が蓄音機によつて保存せられてゐる譯ではなく、またその時代の人を復活させて物語らせる事ができる譯でもないから、どうしてもその時代の文獻によるより外はないのである。

さて、それではこの平安朝時代（院政時代を除く。以下同様）すなはち中古にはどういふ種類の文獻があるかと言ふに、大局から觀ると男性の文獻と女性の文獻といふ風に分けられる。言ひかへると漢文式の文獻と國文式の文獻とである。

男性が主として取扱つた漢文式の文獻は澤山あるが、その中には平安朝時代の國語の研究に直接必要でないもの、少くとも必要の度の極めて低いものが相當多いのである。今、直接研究資料となるものをあげると、まづ史學書。を逸する事ができぬ。六國史のうち日本紀は奈良朝の撰であるから除くことゝし、續日本紀の宣命はその創作が奈良朝に屬するから除くことにしても、殘りの四國史中には宣命や歌謠でこの時代の資料とする事のできるものがあるのである。これらの資料は類聚國史についても見られる。同書には歌も勿論載つてゐる。また國史大系所收の本朝世紀・扶桑略記・類聚符宣抄や朝野群載・西宮記・政事要略や大日本古文書所收の田中文書などの類には宣命またはそれに類したものや、和歌・歌謠などの少しばかりやを利用することができる。

尤も以上說明したのは漢文式に書いた史學書中に挿つてゐる萬葉假名書の部分を有名な資料としようとする場合の

ことであるが、ひろく人名地名など名詞の類まで研究資料として、語法のほかに音韻や語彙にわたる以上は、萬葉假名の部分に限らないのであるから、こゝに史學書の場合だけについて言つてもその全部が資料となるのである。さうなると當時の日記・文書の類は勿論、詩文集の類もまた資料となるのである。すなはち史學書といふより、文學書が資料となるのである。支那文學を模した詩文集は平安朝初期以來多く出てゐる。漢文で書いた一切の當時の作品が多少この時代の國語研究の資料となりうるとは言へ、萬葉假名書の類には及ばない。が更に注意すべき資料としては傍訓とヲコト點とがある。これも史學書や文學書などにひろく渡つてをるのである。ところが史學書・文學書のほかにこの時代に既に語學書があつたことを忘れてはならない。それは辭書の出現である。そのうち最も注意すべきものは新撰字鏡と倭名類聚抄とである。

新撰字鏡は漢字典であつて、國語資料としてはその訓譯の部分に限られる。十二卷の天治本が最も確かな資料であるが、略本（訓譯の部分を抽出した）と對照する必要もある。

和名類聚抄には十卷本と二十卷本とがある。有名な源順の撰である。事項による類別をなした百科辭典式のものであつて、漢語と和名とを對照してある。

右の二つが普通辭書として重要資料であるが、なほ特殊辭書がこの外にある。特に醫學の方にそれが多く殘つてゐる。たとへば『本草和名』はその中の代表的なものである。

なほ男性の漢文に含められるものに僧徒の佛書の類がある。前述のうちでも、和名類聚抄は漢學者源順の撰であるが、それに先んじて出た新撰字鏡は佛徒の手に出たもので、もと經文を訓むためであつた。日本において普通行はれ

て來た經文は漢譯せられたものであるから、僧徒はその漢文に訓譯を試みたのである。これが非常に有力なものであつて、傍訓や傍訓用の片假名はこの時に發生したものである。師に經文の訓譯を授かる弟子が經文に、その講義の書入れをする場合など迅速を尊ぶため字劃を省くことが考へられる。なほその事なくても經文に訓法を記入するに本文より小さい文字を必要とするために片假名が發生したのである。勿論、この方法は佛書ならぬ漢籍にも見られるのである。が、それは片假名を生み出すに主力となつて行つたものでは無いのである。

博士や僧侶の主として活動した漢文の創作・訓讀に對し、女子が主力となつた國文がある。しかし和歌は男女ともによく創作したもので、あへて女性の獨舞臺と言ふことは出來ない。最もよく女性の力を揮つたのは散文の方である。源氏物語の紫式部と枕草子の淸少納言とは最もよくその代表となりうるのである。

韻文の方を觀るに（散文中に挿つてゐるのは後に讓つて大觀すると）謠物と和歌と、すなはち謠ふ歌と讀む歌との區分があり、謠物としては神樂歌・催馬樂・東遊・風俗などがあつた。讀む歌としては勅撰集と私撰集とがある。謠ふ歌と違つて讀む歌は一面に男性的漢詩的の特徵があり、歌を漢譯し詩を歌に譯して對照することさへあるのである。その適當な例としては大江千里句題歌と新撰萬葉集をあげる事ができる。歌合も逸することのできぬ資料である。

散文學の方は物語・日記・隨筆などの種類があげられる。貫之が土佐日記を書くに當り女性の筆の樣に言紛らした事はあまりに有名であるが、男性の書く漢文式日記に眞似て女性の筆づかひをする所に苦心が存したのである。この時代唯一の隨筆たる枕草子は日記と類した一人稱を主格とする文學で、結局「男もすなる日記といふもの」を少しルー

ズに日附の桁をはづして書いたものである。一面、物語は男のすなる六國史の亞流と見られたことは源氏物語の作者紫式部が日本紀の局と言はれた一事によつても知られる。ともに三人稱を主格とする表現である。

以上概説した通り、漢文式と國文式の二種に大別せられるが、研究資料としての價値の問題にいたるとどちらにも夫々特色があるけれども、大體に言ふなら、國文式の資料の方が價値があると思ふ。國文式のはセンテンスをなしてゐる事が多く、漢文式の中に挿つてゐる萬葉假名や傍訓の類にはそれが少い上に、國文式ことにその散文は當代の口頭語を他の資料とは段違ひに如實に描寫してゐると考へられるのである。學者往々にして珍奇な資料を求める事を研究の本質と誤認して漢文式の資料を珍重したりするが面白くない。しかし、漢文式の資料中にも重んずべきものがある事は言ふまでもない事である。その主要な點をあげると、國文式の資料は概して、貴族社會に限られてはゐるが、大衆向で特別に深い學問をしない婦人達の間に多く愛讀せられ、男性の間にも讀者があつたのではあるが、その弊としては轉々相寫すことが多く、しかもその態度がさまで嚴密でない事もありがちであつたのに比すると、漢文式のは通俗的でないために轉寫せられる事が少く、傍訓の類はこの時代のものをさながら見る事のできる場合が多い。

なほ漢文式が國文式にまさる特質は精確といふ點で、更に言へば表記法の嚴密といふ點である。すなはち四聲點・ヲコト點・濁點などが施されてゐることである。ヲコト點を施すことは國文式に比して特に詳しいとは言へぬが、四聲點・濁點にいたつては音韻を明かにするもので、古今集や源氏物語などの國文式のものにはこの時代には絶無である。次の院政鎌倉時代になると古今和歌集に濁點がつけられたり、延慶本平家物語にも濁點がつけられたりするのである。尤も字音を示す振假名（從つて片假名）に濁音符をつける事は平安朝時代にも既に存してゐたのである。

第三章　資料の吟味

假名・ヲコト點・四聲點・濁點などの事は後に話すことゝして、前章で說いた諸種の資料にしてこの時代の言語を研究する上に如何なる價値があるかを吟味しておきたい。

もと言語はそれを話す人の境遇・地位・敎養・性・年齢などによつて多少の相違のあるのが原則である。そこで平安朝時代の國語資料をしらべるに、僧侶・學者・公卿・殿上人・女房などの貴族階級から出たものであるから、一般民衆の口頭語をよくあらはしてはゐないのである。尤もその間にも多少興味本位から或は特別の必要から、下層階級の言語を描寫する事もあるけれども、それは大局から見る時殆んど言ふに足らぬ數量である。國民の大多數は文字の知識に惠まれず、極めて少數の惠まれたものだけが國語を自由に表記し得たのである。この事實は義務敎育の施された明治以後は別として、それまで一貫した事實であつて、現に筆者の母も文字にほとんど惠まれぬ一人である。が、特に平安朝時代は貴族的に偏してゐた。源氏物語や枕草子によつて代表せられる言語は當時の宮廷の用語ではあつたが、決して田子・樵夫・蜑・しづ・やまがつの口頭語ではなかつたのである。故にそれらの古典の用語を、江戸時代の舞臺用語や洒落本などに見える遊廓用語と比較することは、一體年代の差だけではなく、所謂病氣筋を違へたものと言はねばなるまい。

　詞なめげなるもの　宮のめの祭文よむ人。船こぐ者ども。雷鳴(かみなり)の陣の舍人相撲(すまひ)

と枕草子によつても身分によつて言語の違ふ事が明かである。ムトスがンズとなり終止形に連體形が代つてンズルと

いふのは平安朝時代に發生したものであるが、枕草子にこの用語をいとわろきものとしてあるが、土佐日記では、

　この歌主は「またまからず」といひてたちぬ。

として土佐語を寫してある。清少納言には耳ざはりのよくない語である。個人的の好惡もあるが、宮廷用語から見て下賤の者の語や地方語に卑しむべきものゝ多かつたことは類似の證例の多いのによつても知られる。殊に口頭語としては許せても、文章語・記載語としては許せないと言ふ場合が多い樣である。枕草子にも例の「言はむずる」「里へ出でむずる」などをいと惡いとし、

　まして文に書きては、いふべきにもあらず。

と言つてゐるのである。かういふ態度が意識的に見られる以上、口頭語を比較的忠實に描寫したと思はれる物語・日記・草子など、特にその中の會話の部分さへも、多少如實的でない點がある事を承認せねばならぬ。

しかし、また反面、相似的方面を見かつ强調するなら、散文殊に會話の部分は王朝貴族の口頭語がかなり忠實に反映してゐると考へられ、殊にその會話の部分において最も甚だしいのである。土佐日記に、

　かくいひつゞくる程に「舟とく漕げ、日のよきに」と催せば、楫取、舟子どもにいはく「御舟（みふね）より仰せたぶなり。あさきたの出で來ぬさきに、綱手はや引け」といふ。この詞の歌のやうなるは、楫取のおのづからの詞なり。楫取は、うつたへにわれ歌のやうなる事いふとにもあらず。聞く人の「あやしく歌めきてもいへるかな」とて書きいだせれば、げに三十文字（みそもじ）あまりなりけり。

とあるによつて、偶然性も含まれてゐるであらうが、普通は言文一致の例として擧げられてゐるのである。が、これ

はまた方言の問題とも考へられる。

會話の詞が歌の樣に聞えたのは特例として考へる方が妥當であらう。殊に、日本アルプス以西の西部方言區域内であるから、京都も土佐も大差がなかつたとは考へられても、歌語が口頭語と全然同一であつたことは一般的には承認できない。

とにかく貴族と民衆とでは多少詞が違つてゐた事が明かであるが、吾々に文獻を殘してくれた階級を更に二つに分けることが妥當であるらしい。國文式資料を殘してくれた公卿・殿上人・女房たちは俗界の權力階級であるが、漢文式資料を殘してくれた僧侶・學者たちは俗界をはなれた知識上の權力階級であつて、兩方相對し日常の用語にも多少の相違があつたらうと考へられる。故に物語・日記・草子などの國文式資料は宮廷及び貴族の用語として取扱ふ事が大體許されるのであるが、それとは異なつた、そして文獻の惠みを受けてゐた僧侶・學者の間に特別の言語現象が含まつてゐたのである。故に彼らが漢文式の資料において殘してくれた國語は、當然國文式のそれとは違つたものがあるのである。源氏物語乙女の巻に儒者の詞を、

おほし垣下(かいもと)あるじはなはだ非常(ひざう)に侍りたうぶ。かくばかりのしるしとある某(なにがし)を知らずして、朝廷(おほやけ)には仕(つか)う奉(まつ)りたうぶ。甚鳴呼(をこ)なり。

などと描寫してある。この詞を聽いて人々はほころび笑うたのでまた儒者が、

鳴(なり)高し。鳴止(なりや)まむ。はなはだ非常(ひざう)なり。座(ざ)なひきて立ちたうびなむ。

とおどしたといふ。漢語の使用が目立つて多く、純國語の使用が普通でないことがある。女性化せられた上品な宮廷

用語とは違つた漢語まじりの多い男性的な用語が對立してゐて、日本語の中へ外來語特に漢語・佛語を注入した一階級があつたのである。

從つて國文式の資料から得られる事實と漢文式から得られる事實との間に喰違ひが出來ても當然の事としか考へられないのである。こゝにその一つの證例としてケル（蹴）といふ動詞の成立を物語らう。

漢語蹴に當る日本語としては日本紀に

蹴散此云倶穢簸邏邏筒須（クヱハララカス）

と見え、大和時代には下一段活用であつた證據は見當らない。そして、平安朝時代には、ヤ行に活用するものは別として、大和時代に見えたワ行の活用は見當らないが、その代りに國文式資料には落窪物語に未然形ケ・連用形ケ・終止形ケルの三つが見え、その連用は大和時代にクヱと見えたものである。ところが、このケ・ケ・ケルは院政鎌倉時代の初期のものかと思はれる榮華物語の

花のさかりには、人々まゐりて、鞠けなど、あそばせ給ひし所なり。（根合）

とある例と共に、國文式資料であるため、新しい形――クヱがケとなつた――が早く記載せられてゐるのであらうと思ふ。それは院政鎌倉時代の初期のものと考へられる左の數例は語形が短縮してゐないのである。

蹢　クヱル　（類聚名義抄）

蹴　クヱル　（伊呂波字類抄）

舞へ／＼、蝸牛、舞はぬものならば、馬の子や牛の子にくゑさせてむ踏破らせてん……（梁塵祕抄）

これら男性文學の方面の資料にはクヱ・クヱルなどと表れてヲ行下一段ではあるが、音節が少くなつてゐないのに、同時代でも榮華物語ではクヱがケと約つてゐるのである。

とにかく、男性の方の資料にはクヱ・クヱルなどと院政鎌倉時代になつても、言つてゐるのに女性の方の資料では早く平安朝時代にケ・ケルとなつてゐたのであつて、もし資料の種類といふ事を考へなかつたら、順序が顛倒してゐる様になつてゐるのである。クヱルは一部には鎌倉時代にも用ゐられてゐたであらうと考へられる。

ところが、クヱルとケルとが共に下一段活用にしか用ゐられてゐない（大和時代にもクヱハララカスだけなら確證として一段か二段かを決することはできぬ）に反し、同義類語にコユといふヤ行下二段活用があつたと考へられる。

蹢　萬利古由　（新撰字鏡）

蹴鞠　世萬豆木利古由　（和名抄）

この二例は平安朝時代のものであるが、院政鎌倉時代に入つて例の伊呂波字類抄には、蹢や蹶などをコユと訓んでゐる。クヱルといふ語も同書に見える事は前に述べておいたが、一面コユといふ語を傳へてゐるのが面白い。意味は同じでもコユは二段活用であるに反し、クヱルは常に一段活用であつた。

助詞ナムは平安朝時代になつてからできたもので大和時代に行はれてゐた口頭語に專ら用ゐられたナモの變形である。從つて散文に用ゐられて韻文には用ゐられぬのが普通である。大和時代としてはナモは宣命に多く見られる。平安朝になつては、國文式資料の類は如何に古く遡つてもナムであつて、ナモになつてはゐない。歌集中の題や序などの散文中には勿論、竹取物語・伊勢物語などでもナムとなつたものばかりである。所が宣命としては平安朝になつて

もナモを用ゐた例がある。いやその初期にはまだナモといふ形であつたが、

……水表乃國毛順仕良之止奈毛所思行之嘉備悦備御坐止……（日本後紀――延暦十五年）

……續日本紀卌卷進留勞。勤美譽美奈毛所念行須（日本後紀――延暦十六年）

……國風御覽須時止奈毛常毛聞所行須……（日本後紀――延暦廿三年）

この引用の部分のみは殆ど同文のが同月にも一つ出てゐる。

……近處爾令レ治牟止爲止奈母去年此爾遷收有流……（日本後紀――延暦廿四年）

……无驚久无レ咎久平久安久可ニ御坐一止奈母念志食……（同）

……一日片時毛御體欲レ養止奈毛所念須……（日本後紀――大同四年）

……所念有爾依止奈毛免賜比宥賜布。……諫爭己止懇至止申爾依止奈毛罪奈倍賜比勘賜波須……衆人與利異爾有爾依止奈毛擧賜比勤賜比冠位上賜比治賜波久止宣……（日本後紀――弘仁元年）

……量ニ其功勞一波上治賜爾足止奈毛御念須……（日本後紀――弘仁二年）

……皇后定志豆闇中乃政波成物止奈毛常毛所聞看行須（日本後紀――弘仁六年）

……文古人有レ言利上多支時爾波下苦止奈毛所聞……（續日本後紀――天長十年）

……天下乎波平久安久治賜爾在止奈毛聞行須……（續日本後紀――天長十年）

……大神等乎彌高爾彌廣爾仕奉止奈毛思保志食……（續日本後紀――承和三年）

……旅情波遠志近志止波不レ言。苦之久在良牟止奈母所念行須。……變ニ顔容一須世早還參來止之氏奈母御酒肴賜久止勅大命乎聞食止宣（續日本後紀――承和三年）

……今毛又志賀奈毛思行須……（續日本後紀——承和四年）

……國家波平介久無レ事久可レ有止思賜天奈毛……（續日本後紀——承和六年）

……常爾朝臣良我勤仕奉禮留勇止奈毛喜賜大坐須……（續日本後紀——承和六年）

……天下乃公民爾至萬氏相賀部之止奈毛所念行須……（續日本後紀——承和八年）

……然止毛守二年紀一氐自レ遠參來留遺念行氐奈毛殊矜免賜布止宣……（續日本後紀——承和九年）

……國爾還退倍支日近久在爾依氐奈毛國王爾祿賜比……（續日本後紀——承和九年）

……而止毛隱蔽乎撥求女光事乎不レ欲之天奈毛抑忍太留……加以後太上天皇乃厚御恩乎顧天那毛究求女光事乎不レ知奴。……如レ此久奈毛思保世留……又可レ知レ事人止爲天奈毛……（續日本後紀——承和九年）

……然而御心有レ所二思行一天奈毛殊寛免給天止之……然而殊憑給止志天奈毛其身乎乃太萬ゝ流布……（續日本後紀——承和九年）

……忽爾朕我朝廷乎置天罷坐奴止聞食天奈毛驚賜比悔賜比哀賜比都都大坐。然毛治賜比授奉牟止所念之位止爲天奈毛一品贈賜比治賜布。……（續日本後紀——承和九年）

……又可仕奉倍支次爾毛在爾依天奈毛右大臣官爾治賜久止勅不……（續日本後紀——承和十一年）

……天皇我朝廷乎拜奉留事乎矜賜比慈賜比止奈毛冠位上賜比治賜波久止宣布……（續日本後紀——嘉祥二年）

……飲酒人波命長久福在止奈毛聞食須……（續日本後紀——嘉祥二年）

……國爾還退倍支時近在爾依天奈毛國王爾祿賜比文矩等爾毛御手都物賜比饗賜波久止宣。……（續日本後紀——嘉祥二年）

……平久御坐倍之止所念行天奈毛……（續日本後紀——嘉祥三年）

……令ニ巡察一先止爲天奈毛……（續日本後紀――嘉祥三年）

……天下乎波平久安久治物爾在止奈毛聞行須。……食國乃天下之政波平久安久仕奉倍之止奈毛所念行。……（文德實錄――嘉祥三年）

……平介久卽賜止奈毛所ニ念行一須。因レ茲天先先爾禱申賜比之御冠止爲天奈毛……（文德實錄――嘉祥三年）

……示賜倍留物止奈利爲天奈毛……（文德實錄――嘉祥三年）

……此宍波可レ止止所念行天奈毛去五月廿七日爾御馬進牟。……御卜合倍留人乎令ニ供奉一止奈毛所念行世留此事乎聞食天奈毛御坐須……（文德實錄――仁壽元年）

……大神等乎彌高爾彌廣爾崇奉牟止那毛所念行須。……（文德實錄――仁壽元年）

……掛畏支山陵乃慈賜比示賜倍留物止奈利爲天奈毛貴喜比受賜天御世乃名乎改齊衡元年止爲留……一二日之間延怠留事乎奈毛恐畏利御坐止須恐美恐美毛申賜久止申……（文德實錄――齊衡元年）

……天下毛平久可レ在止之天……等乎差使天恐牟恐牟毛奏賜久止奏（文德實錄――齊衡二年）

……悅賜比天奈毛悅……（文德實錄――齊衡二年）

……今奈毛始天的久奉ニ造固一留。……平久可レ在止之天奈毛……恐牟恐牟毛奏賜久止奏（文德實錄――齊衡三年）

……天地乃示賜布物止奈毛聞食須。……皇大神乃慈賜比示賜幣留物止奈利爲天奈毛……（文德實錄――天安元年）

……無レ不レ爾止奈毛聞食須。……亦舊故毛有爾依天奈毛……（文德實錄――天安元年）

……掛畏支山陵乃慈賜比示賜倍留物止奈利爲天奈毛貴喜比受賜天……（文德實錄――天安元年）

……御心爾有レ所ニ念行一爾依天那毛差使天宇豆乃大幣帛乎令ニ捧持一天奉出須。……（文德實錄——天安二年）

……天下乎波平久安久治レ物爾在止奈毛聞行須。……平久安久可ニ奉仕一止奈毛所念行。……於夜乃多米爾止奈母聞行須（文德實錄——天安二年）、

……相賀部之止奈毛所念行須。……（三代實錄——貞觀二年）

……五穀豐熟倍之止念行天奈毛……（三代實錄——貞觀三年）

……此慶乎天下國内止共爾可レ爲止奈毛所念行須。……必先都於夜乎崇餝毛乃止奈毛聞行須。……（三代實錄——貞觀六年）

……護持知護念比奉利末左布爾依天奈流部之止奈毛念行米須。……（三代實錄——貞觀六年）

……楯桙并御鞍等乎奈毛忘利介留……（三代實錄——貞觀七年）

……但御鞍波三具奈毛奉出須倍加利介留然乎申傳太留人奈毛誤天一具乎令レ遣天介留……（同）

……依天奈留部之止奈毛所念行須。……天下平安爾在米牟止奈毛所念行須。（三代實錄——貞觀七年）

……楯桙并御鞍等ヲナモ忘レリケ（石清水文書——貞觀七年（清和天皇宣命）

……但御鞍波三具奈毛奉出須倍加梨介留然乎申傳介留人奈毛誤天一具乎令遣天介留（石清水文書——貞觀七年、清和天皇宣命）

……然止毛件事波世爾毛不レ在止思保之食天那毛月日乎延引之都早爾罪那倍不レ賜御坐都留……然禮止毛別爾依レ有レ所レ思奈毛斬罪乎一等減天遠流罪爾治賜布。……（三代實錄——貞觀八年）

……殊留ニ御意ニ天國乃面止作粧賜岐止奈毛開賜布留。（三代實錄——貞觀八年）

……皇神乃厚助爾依天倉此災波可レ止止奈毛所念行須。（三代實錄——貞觀九年）

此又皇太神乃厚助奈利止奈毛歡異比所念行須……（三代實錄――貞觀十年）

……食國能天下毛無レ事久令レ有賜倍止爲天奈毛……奉出賜布。（三代實錄――貞觀十一年）

……日夜止不レ云勤勞奉仕爾依天奈毛右大臣官爾上任賜賜布。又宜久繼々奉仕部岐次第止之天奈毛……（三代實錄――貞觀十二年）

……此災波可レ止志止所念行天奈毛……大幣乎令二捧持奉出須。……（三代實錄――貞觀十二年）

……而乎思女須大心大坐爾依天奈毛使乎遣天大物賜布。……（三代實錄――貞觀十四年）

……庶政乃壅滯留事毛在奴部岐爾依天奈毛……（三代實錄――貞觀十四年）

……御冠猶卑爾依利天奈毛殊爾有二所念行一天、……（三代實錄――貞觀十六年）

の様に貞觀年間までナモを專用した時を經て、貞觀十六年に

……然而祟咎毛也成給牟可止奈牟謹畏御坐須……又皇大神乎異爾榮餝奉止之天奈毛……冠授賜布。（三代實錄――貞觀十六年八月二十日）

と見えて初めてナムがあらはれてゐるが、この年及び以後當分は兩形混用であつた。

……仍日共由乎爲レ令二禱申一止之天奈毛……奉出賜布。……（三代實錄――貞觀十七年）

……皇太子乃成人乎待賜布止爲天奈牟于レ今經二數年一奴留……何遠之有牟止奈毛念行須。……上多岐時爾波下苦止奈毛所レ聞。……（三代實錄――貞觀十八年）

……平久安久治物爾在止奈毛聞行須。……平久安久供奉倍之止奈毛所念行。……於夜乃多米爾止奈毛聞行須。……（三代實錄――元

慶元年）

……皇太神乃矜護賜牟爾依天奈毛食國乃天下波愈益爾平久可レ有岐。……物奈利止爲天奈毛識子內親王乎卜定天進入流。……（三代實錄——元慶元年）

……物奈利止爲天奈毛敦子內親王乎卜定天……（三代實錄——元慶元年）

……本國爾退還止爲天奈毛御被物道粮賜比饗給波久止宣。（三代實錄——元慶元年）

……宗賜倍留物奈利止爲天奈毛貴喜比受賜利天……（三代實錄——元慶元年）

……天下乃公民爾至天萬相賀部志止奈光所念行須。……（三代實錄——元慶三年）　但しこの奈光は奈毛とした本もある、

……皇大神乃厚助仁依天奈毛可二成立一止令レ祈申賜岐。……（三代實錄——元慶四年）

……長保二寶位一牟止之天奈牟……令二捧持一天奉出須……（三代實錄——元慶五年）

……天地日月止共爾寶位乎護供奉牟止奈毛思食不留……（三代實錄——元慶五年）

……天地日月止共爾寶位乎護供奉牟止奈毛思食有留……（三代實錄——元慶五年）

……此慶乎天下國內止共爾可レ爲止奈光所念行須。……祟筋毛乃止奈毛聞食須。……（三代實錄——元慶六年）

……平安治物爾在止奈毛聞行須。……平安可二聞行一止奈毛所念行。……於夜乃多米止奈毛聞行須。……（三代實錄——元慶八年）

……赤丹穗爾食支惠良罷止爲天奈毛常毛賜酒乃幣乃御物賜久止宣。（三代實錄——元慶八年）

……此災波可レ止之止奈毛所念行須。……（三代實錄——仁和元年）

……就レ事天所レ示奈毛有留。……豫防倍岐物奈利止奈毛所念行須。……（三代實錄——仁和元年）

しかし、六國史の最後の仁和三年までの用例を見ると依然としてナモが多く、ナムは稀である。けれども、國文式資料として平安朝で古い古今集・伊勢物語・竹取物語にはナム專用で、ナモの用例は見えない。しかし、古今集は延喜の代の撰で題や序はその時の筆であるとすれば仁和三年よりは二十年近く後であるから、その間にナム專用の時代となつたとも見られよう。竹取物語と伊勢物語とは著作年代が明確でないからこの際論據にする事は控へる方がよいであらう。ところが、石淸水文書中、天曆以後の御告文類には多くナムとある中に、

……不可有も有る（なけ）……（朱雀上皇御告文――天曆六年二月八日）

……所念行も（天奈）……（村上天皇宣命）

の如き例もあつて、國文式資料としては、ナムのみを用ゐてゐる時代に拘らず、資料の系統が異なるためにナモを用ゐることもあるのである。多分、朱雀・村上の頃は口頭語（スポークン）としてはナムばかりであつたが、宣命書の資料においては奈良朝から引繼いでゐる古い傳統の力にある程度まで影響せられて、新興のスタイルを有する國文式資料――總假名で漢字は稀に這入る――が平安朝語を比較的忠實に描寫したのに及ばぬのである。

尤も右に述べたのは六國史及び六國史と一致してゐる石淸水文書とによつたのであるが、なほ六國史と表裏する類聚國史によつて研究するに、六國史としては貞觀十六年に始めてナムがあらはれてゐるが、――そして山田孝雄氏の平安朝文法史にもその例を最も古いものとしてゐるが、類聚國史では貞觀十年閏十二月十日の告文（大正五年、經濟雜誌社版一四〇頁）に

……此天皇大神乃厚助奈无（奈利止）歡崇比所念行須。

と見え、貞觀七年四月十七日の告文中の（八七頁）

……栢梓井御鞍等乎奈毛忌利介留。……但御鞍波三具奈毛奉出須倍加利介留。……

の二つのナモは共にナムとなつてゐる本もある。これらはナモが正しいとしても、貞觀十年のはナムと諸本共に一致してゐる。但し、それも六國史の方ではナモとなつてゐる。そこで六國史の方が史料としての等級が高いとしてそれを採るもよいが、また類聚國史も一概に捨てたものではなく、多少年代を繰上げてもよいのではあるまいか。なほ一歩を讓つても、類聚國史の資料を默殺することは不可であらう。

ところが類聚國史（八四頁）によると孝謙天皇の天平勝寶元年十二月の奉レ詔白レ神詞に、

……勅賜良奈我成波奴禮歡美貴光美奈念食須。……

とあつて、奈良朝にナムのあつたことを物語つてゐる。尤もこの例は奈毛に作る本もあるし、また、甚だ飛びはなれた古い時代に唯一つ見當る例として珍奇の感がする。しかし、この時代の口頭語にナムが發生して下層階級に用ゐられてゐたのではないかと思はれる節もある。

第四章　資料と時代

國語を史學として取扱ふ時に、文獻的資料の年代的裏附をしなければならぬ事は言ふまでもない。今、平安朝時代の資料をこの方面から取扱はうとするに、二つの方面が重要である。それは、平安朝であることだけは確かであるがはつきり何年頃と定めかねるものと、前代の資料と認めるべきものに、この時代の息がかかつてゐるものと、この時

代の資料と認めてよいか院政鎌倉以後の改訂・改作などを經てゐるのではないかと思はれるものとである。
まづ第一の場合について略述しよう。はつきりと何年何月何日のものと分かつてゐる資料ばかりであつたら好都合ではあらうが、なか〳〵さういふ好都合の資料は少い。しかし、資料の種類によつて、その年代の精確さに程度の差がある事を、大局の上から觀ることができる。概して、國文學的資料よりは國史的資料の方が年代的精確さを有してゐる。たとへば宣命のたぐひがそれである。日本後紀以下の史書や類聚國史などに見えるものは宣命書の類に限らず歌謠でも史實にからまつてゐるため年代が分かり易い。尤もそれらも史書につたへる所が正しいかどうか考慮の餘地のある事があらうと思ふ。
男性のものした漢文式の日記の類もまた有力な史料であり、年代の精しいものである。また古文書の類も年代の精しいものとしては日記に讓らぬものである。
以上の資料は一面から見れば、男性のものしたものであり、概して漢文式資料で、宣命書のものも漢文式資料の中に挿入せられてゐるので前章においてもその方に取扱つて來たものである。これらの男性の側の資料は年代的には概して精確であるが、國語研究の材料を含むことが比較的少いから、また內裏的な言語が多く、記された年代の言語を忠實に表さない場合が多いから、研究上遺憾な點を免れない。
また、この時代にはじまる國語研究資料としては傍訓とヲコト點とをあげねばならないが、これらの資料には識語によつて年代の知られるもののある事が注意せられる。傍訓については、假名遣と假名字體との歷史を研究する事を目的として大矢透博士によつて調査せられたものが出版せられてゐる。それによると佛敎關係の書物に記された傍訓

が大部分を占めかつ古い事が知られ、その他の漢籍がそれに次ぐのである。この事實によつても、傍訓をつけはじめたのは僧侶であらうと考へられる。年代の識語の無いもので、奈良朝末と推定せられるのも傳つてゐるが、まづ平安朝のはじめから起つたものと見ておいて、さう差支はないらしい。

ヲコト點については吉澤義則博士が研究せられたものが最も進んでゐる。大體平安朝初期にはじまつたもので、識語によつて年代の明かにせられるものが相當に存するのである。少くとも年代の精確なものとしては、傍訓と共に、奈良朝に遡ることができず、傍訓と並行してゐたものである。

ヲコト點については語學上注意すべきものが多いが、まづこの點がある程度の語法意識を反映してをることをあげねばならぬ。いはゆる形式語・虚辭の認識があらはれてゐる。この認識は大和時代の文獻にもあらはれたのであつてたとへば萬葉集中の歌の表記法中にさへ見られるのではあるが、最も多量に、かつ明瞭にあらはれてゐるのは所謂宣命書である。この宣命書が續紀にのつてゐて、そのうちの一つは奈良朝時代の筆蹟のまゝに傳つたのがあるから、その時代にあつたことに間違は無い。がそれに劣らず虚辭認識を示してくれるものはヲコト點である。

ヲコト點は傍訓と共に、多少、移點といふ事もあるが、概して、當時の原物が今に保存せられてゐるものが多いのであつて、この點については所謂國文學書が多くは轉寫を重ねて傳つてゐるのと比べて研究上非常に有利である。平安朝時代が前の時代に比して一段と資料が豐富であることをこの方面においても見られるのである。傍訓とヲコト點とがかういふ有利な特質——後世の轉寫を經ないものが多いことと識語によつて年代の精確に知られるものの多いこと——は男性の側の資料であり、殊に佛教關係のものが多いからであらうと思ふ。また通俗的でない漢文に關するも

のであるからであらう。女流の假名文學であり通俗文學であつたら、製作の年も明かでなく、多くの轉寫をへたであらう。また轉寫をへないにしても寺院の經藏や博士家の秘庫に藏せられた秘點でなかつたら、そして一般民家にあつたら早く亡び去つたであらう。

寺院又は博士家などの關係の書物であるために年代の明かなものとしては、辭書をあげることができる。たゞ、この方面では編者の自筆本といふものが見當らず後の轉寫を經たものであることが遺憾である。

新撰字鏡は昌泰中に釋昌住の撰したものでもと十二卷本である。その序文に一切經音義の事を言つてあるし編者が僧侶であるし、最古の傳寫本が法隆寺から出たものである事を知るならば、佛典讀解用のものであつたことが知られる。その寫本は院政時代の天治年間の書寫本である。

次に源順の撰にかゝる倭名抄は新撰字鏡に廣略二本あるに似てそれよりもやゝ種類が多く、五卷本・十卷本・二十卷本の三種があると稱せられる。世に最も流布したのは二十卷本であるが狩谷氏が十卷本に註してから、これも世に行はれてゐる。十卷本は撰者の原書で、五卷本はそれを合併したもの、二十卷本は後人増補の本と認められてゐる。故に十卷本と二十卷との二種であるとも言へる。著作の年月が精しく分らず著作者の自筆本の傳らぬ事は勿論、古寫本も稀である。眞福寺本は零本であるが弘安元年の書寫かと考へられてゐるものである。この著作年代の不正確は著者の時代によつてまづ大體の研究に差支ないとしても古寫本の少いことは新撰字鏡に比して大きな缺點である。

しかし、著作の年の不明瞭な事と原本は勿論、著者時代の古寫本の無い點とにおいては略體假名の文學、女性中心の文學において甚だしいのである。歌集・物語・日記・草子などの類がそれである。けれども、これらのうちにも多少、

年代の明瞭さに程度の差のある事は免れない。

まづ歌集について言つても、勅撰集は比較的明瞭である。けれどもそれにも疑ふべき餘地が無いのではない。たとへば古今和歌集は序文に記してある通り延喜五年の撰かと言ふに、それ以後の手の入つてゐる事が明かであつて撰の成つたのはもう少し後の事と考へられるのである。

また後撰和歌集は村上天皇の勅命によつて梨壺に和歌所が新設せられた時に撰集に取りかゝつたと推察せられてゐるがその奏覽の年月が不明である。精撰に達せず奏覽を經ずに終つたものであらうといふ說もある。

次に一條天皇の時の拾遺集には拾遺抄と共に、まづ撰者について異論があり、その前後についても論がある。拾遺抄は長德三年から長保元年までの撰であり、拾遺集は寛弘二年から同五年までの間に成つたものと考へられるといふ論に傾聽すべき點がある。

これら勅撰集又はそれに關係のあるのは、まだ年代の比較的明かな方である。貫之の新撰和歌集などもこの類に入れてよい樣である。

なほ歌合の歌は年代の明かな歌として有力なものである。その理由は內裏・院・后宮など高貴のあたりの催にかゝる爲であらう。この點からすれば日本紀竟宴和歌も大井河行幸和歌も年代が明かなのが當然である。

大江千里の句題和歌が寛平六年の撰にかゝることや、新撰萬葉集の上卷は寛平五年、下卷は延喜十三年の撰にかゝることの知られるのは、日本紀竟宴和歌・大井河行幸和歌と共に皇室に緣が近いからで、前のは勅撰、後のは寛平御時后宮歌合の歌などを多く含んでゐるのである。また、共に一面に漢文學の大家である爲に女流文學などに比して年

代が明かなのであらうとも考へられる。

なほこの時代には三十六人集・古今六帖など私の歌集があらはれてゐるが、その年代は精確でなく、その他、家集が多く出てゐるが同じく精確ではない。たゞ家集はその歌人の年代を知ることにより大體のことの分かる事が多いものではあるが、それによつて推定した所はよほど警戒しなければならない。

次に歌謠の資料について序にのべれば更に不精確な點をまぬかれない。そのうちでも神樂歌・催馬樂・東遊・風俗などは最も分りにくい。和漢朗詠集は學者の撰にかゝるだけあつて大體分つてゐる。なほ和讃と教化とは行基の作と傳へるのが最も古いが平安朝に入つてからの資料が多い。これら歌謠はその本質上、創作の年の不明な場合が特に多い樣である。これらは女性の文學といふわけではないが、話の順序として好都合であるから一言したのである。

次に散文の文學としては、日記・草子の如き一人稱の文學では、その日附や著者の傳記によつて年代を明かにしうる場合が多いのであつてことに日記は古文書の樣に年月が正確であるとも言はれるが、追憶を後日、記したこともあつてあまり精確でない場合もあるらしい。

これよりもはるかに年代のはつきりしないのは物語である。源氏物語より前に出たのは著者が不明である。これも一つの理由となつて年月が分らない。

次には、第三の場合について述べよう。即ち平安朝時代のものか、院政鎌倉以後のものかの問題である。これは第一の場合に述べた年代の正確さに比例するもので、物語類には疑はしいものが多い。

たとへば宇津保物語は平安朝のものではなく、今の傳本は鎌倉時代の僞作と考へられるの論は、かつて國學院雑誌

に松下大三郎博士が詳細な論文を發表せられた。その後、國文學史書の類は多くこの論文を默殺する態度に出てゐるが、その論據を論破したものがない。從つてあの論文の論旨が論破せられるまでは、この書を平安朝のものとしておくわけには行かない。また、國文學・國語學などの研究で、宇津保物語を平安朝の作品として取扱つてゐる多くの書物は、この點に關する限り科學ではないと思ふ。松下博士の說が誤であつたらそれを打破しなければなるまい。

源氏物語・枕草子など平安朝のものに、その名が見えながら、今の傳本は平安朝よりも後のものであるとせられてゐるものは、宇津保物語に限らない。住吉物語はその一例として考へられてゐる。尤もかういふ場合には異本の存在について留意しなければならぬ。東北帝國大學の土居光知教授は昭和五年九月の『思想』に「平安朝の住吉物語か」といふ論文を出されて、一異本を紹介せられ、それを源氏物語以前のものではあるまいかと考へられた。

また年代の疑はしいものとしては堤中納言物語がある。この物語については、藤岡作太郎の國文學全史平安朝篇には延喜頃の人である兼輔の著といふ通說を排し、鳥羽天皇または近衛天皇以後であらうとしてあるが、その理由を示してゐないから學問として取扱ふことができない。近頃、清水泰氏は鎌倉時代に引下げてゐられるが、この說には相當傾聽するに足る論據がある。とにかく、今のところでは、平安朝の國語を研究する資料としては不安であつて、まづ避けておくがよい。

とにかく、我々は資料の多いことも勿論大いに希望するが、それかと言つて不純なものを混ずる譯にはゆかない。むしろ少くても純なものをもつて固めて行きたい。

けれども、世の僞書說を悉く受入れることもできない。たとへば藤岡作太郎の『夜半の寢覺』の改竄說の如きは、諸

本の捜索の不行屆と、議論の不精密によるもので、現に平安朝に作られたものが傳はつてゐるのである。
最後に第二の場合について論ずべきであるが、この場合は萬葉假名から略草の假名に移り表記法の上に大改革が行はれたと見られる時で、たとひその初期は萬葉假名が大いに行はれてゐたにしても、それは年代上の疑の無いものが多いためこゝに問題とすべきものが少いらしい。たゞ、大和時代にあつた資料によつて編著せられたと考へられるものや、大和時代の訓を傳承するか、大和時代の書籍を讀むため大和時代の語に引かれたか、などの事情のため警戒すべきものが多いのである。單に編著の年代が平安時代であるために、その典籍にあらはれてゐる語をすべて平安朝時代の口頭語であると判定することができない。章を改めてこの問題にふれ、大和時代とのつなぎとしよう。

第五章　前代の遺響

延喜式祝詞及び台記の別記にのつてゐる中臣壽詞は普通國文學史の書物では何のためらふことも無く、大和時代のものとして說かれてゐる。しかし傳へた書物は平安朝又は院政時代である。古くから傳誦して來たものを忠實に記載したものであつて、平安朝の語とは違ふと見ることはある程度までは認められるが、また記載せられた時代の語の影響を少しも受けてゐないとは誰が保證しよう。尤も、延喜式祝詞について言つても、延喜式に收められるまでに既にそれ以前の式に收められてゐたらしく思はれるのではあるが、書いておいたものでも後の書物に轉載せられる時に不用意の誤をおこさぬとも限らぬから、延喜式の撰ばれた延長五年までの平安朝語の混入が絶無であるとは容易に言へないことである。

たとへば大殿祭（オホトノホガヒ）の中に所知食の註として

古語云志呂志女須

と見えるが、この註は九條家本にも見え正確なものであらうが、正しく古語を傳承してゐるものではなくて平安朝時代の新しい用語に轉じてゐると考へられる。從來萬葉集を訓むにも、所知食をシロシメスと訓む人が多かつたが何ら根據のない訓法である。假名書の方では之良志賣之とか志良之賣師とあつてシラシメスと訓まねばならぬことを示してゐる例が多くあらはれ、シロシメスと訓むべき假名は絕無である、メスを作はぬシラスも之良志と假名にした例はあるが、シロスと訓むべき假名は一つも見當らない。さすがに大和時代の書物は古語が正しく記されてゐる。平安朝の典籍ではそれが古語であることをことわつてあつてもなほ信用しかねる。ことに、後につけた傍訓の如きに至つては大和時代語と思へないものが多いのである。ことに九條家本の傍訓の如く平安朝における傍訓でも、その時代の語法や音韻に引きつけられてゐるのである。

更に遡つて平安朝初期の著作として、大和時代と關係の深いのには、まづ琴歌譜の如きをあぐべきであらう。年代は精しくは分らないが平安朝初期のものと推定せられるが歌は大和時代のものであらうと考へられる。しかし平安朝に入つてからの著作であるとすると、大和時代の語を見る上には不純である事を免れない。けれども語法上から見て、大和時代のにかなはぬ例は見出し難いから、まづ大和時代語の研究資料に供すべき方面を多く有してゐるのである。

大同二年に成つたといふ古語拾遺は名の示す如く古い話の本で、ことに齋部氏の古傳をうつした本である。書物の性質上、大和時代の語が多く見えると考へられる。そして書中に古として註したものが多く、それに對して今俗とい

ふのがある。
靈異記は藥師寺の僧、景戒が弘仁の頃に著したものである。國語學上有益の書であるが殊に訓釋が問題となつてゐる。

次に風土記は奈良朝時代に諸國に作らせたものではあるが、その時代には出來なかつたものと見えて平安朝時代になつてからも催促したのである。故に今につたはる古風土記及びその逸文は必ずしも大和時代のものばかりとは言へないらしい。けれども古傳による事が多いから、隨分古い語も含まれてゐることであらう。大部分は大和時代のものと見做されよう。助詞カナは平安朝におこつたもので奈良朝及びそれ以前にはカモと言つたのであると一般に考へられてゐるが常陸風土記に

俗曰與久多麻禮留美津可奈。

と見えるのは珍らしい。常陸風土記は和銅撰進のものと一般に考へられてゐるが、それにしてはこのカナはちと古い樣であり孤立的用例であるが、この語は東國方言には早くから認められたのかも知れない。また發生は都より早くなくても傳統にとらはれる事なく自由な立場でその時代に新しく起つた語を記したのかも知れない。俗曰といふのに注意すべきである。

次に大和時代の書物を平安朝時代の人が訓む時に、一面には大和時代に據りながらも他面には訓む時代の語がまじつたものと考へられる。ことに大和時代のものは韻文の一部に精確な萬葉假名書があるとしても、それ以外の韻文や散文の大部分はいはゆるカヘリヨミの方法を用ゐるべき表記法であつたため、訓法は固定したものでない部分が多い。

そこに、より多く、平安朝語のまじる懸念が多いのである。この懸念は前に述べた延喜式祝詞の九條家本の訓なども
これに準じて考へてよろしいのである。がそれよりも分量が多くまとまつてゐるのは日本紀の訓であらう。平安朝時代の古寫本で傍訓を附してあるものや日本紀私記などがそれである。たとへば日本紀私記中に神をオホンカミと訓じてあるが如きは平安朝語で訓んだものである。

萬葉集中の歌など大和時代のが平安朝時代の書物に載せられてゐるのなども、用語の上に新しい時代色を帶びてゐるから兩時代の國語を比較する上には一種の資料たりうると思ふ。

第六章　文字と音韻

大和時代の假名遣については本居宣長に緒が開かれその門弟石塚龍麿がその後繼者となつて大成せられた研究がある。たゞその著作が永く寫本のまゝに傳つてゐたので、多くの學者の眼にふれず、たまにこれを觀た人も論旨が分らなかつたらしい。殊に明治にいたつて國語の研究が大いに衰へてしまつたので所謂、國語學史の書物について檢しても全く石塚龍麿の假名遣の學説は理解せられずにゐたのである。少くとも正しく評價することができずにゐたのである。たゞ大正六年に橋本進吉氏が龍麿の説を正當に理解したものを『帝國文學』に發表せられたが、龍麿の著書『假字遣奥山路』は未刊のまゝであつたから、その紹介が正しいかどうかを實地に檢する便宜がえられなかつた。昭和四年五月と九月とに初めてこの書物が日本古典全集中に刊行せられて世人ははじめて龍麿の研究の全貌を知ることができたのである。一體、この石塚龍麿の學説に限らず、われらの專門とする國語學・國文學研究などにおいて紹介がさ

きにあらはれ、論究がまづ成されて發表せられるが原本の公表せられない場合が頗る多い。

私は昭和二年に『國語法概說』を書く時、この假名遣のことについて說明し、說明の便宜上、古事記の例をあげるのが適當と認めて、古事記の例を示しておいたが、それは決して、古事記だけの調査を基礎としての立論ではないのである。日本紀は古事記よりも假名が多くかつ複雜な字形が多いし、萬葉集は書式が卷によつてちがつてゐる爲に全體を一單位として總括する時はまた複雜であるが、古事記は假名の字數が少く字形が概して簡單であるから、簡單明瞭に解說するに便利であるから、擧げたに過ぎなかつたのである。それに、古事記だけしか調査しなかつた樣に解せられた(「國語と國文學」の昭和六年九月號七頁に橋本氏が、私の紹介をして、これは古事記だけの調査に據つたものである上に、云々と述べられたのがそれである)が、右の拙著の一四七頁から一四九頁までの間に大和時代の動詞形容詞の語尾について述べてある所を精讀せられることを望むものである。助動詞の語尾については動詞形容詞に準ずるから言ふほどのこともないし、またこの拙著では、この問題には觸れないでおかうかと考へてもみたが、重要な點についてごく簡單に說明しようとしたのに歸した。

實に古事記の假名は單純である――くはしく言へば字數が少く字劃が簡單である――が、それにも拘らずこの假名遣の嚴密な點では第一等の資料であり、また、それにも拘らずどころか、右に述べた單純さがこの大和時代の特殊な假名遣を見つける緖ともなつたのであるから、代表的に古事記の例をあげたことについて私は今もなほ後悔してゐない。とにかく橋本氏は龍麿の眞價を見つけた最初の篤學者としてほめたゝふべきであり、龍麿の研究の再研究をせられ、學說の上に修正する點もあつたのは感謝すべきことである。就中、東國語を除外して、例外を少くしたことは大

きな發見であらう。

エキケコソトヌヒヘミメヨロの十三及び、清濁對照のある場合は濁音にまで——少し例外もあるが——各、二類づつ、語によつて用ゐ分けられてをつたし、古事記ではチ・モの二つにも區別があるといふことは一般の人士にとつては驚くべきことである。古事記にだけ特別と見えるのは格別のこともないとしても十三音にそれ〴〵二類あつたとしたらどういふ發音であつたらう。また平安朝になつて崩れたとしたらその路順はどうであつたらう。

この點について解決せられてゐるのはエといふ假名だけである。この場合はア行のエとヤ行のエとの區別、e と ye との區別と見られてをり、平安朝になつてもなほ區別があつたもので、この點について最も分かり易い書物は大矢透博士の學位論文「假名の研究」（大正十五年　啓明會發行）で、その十九頁以下を見ると今から約千年近く前までは區別があつたもので、法王帝說・古事記以下平安朝の初期に及び、最も新しくは延喜式祝詞・新撰萬葉・新撰字鏡・延喜六年日本紀竟宴和歌・本草和名などにも區別があるとしてある。そして、源順は發音上の區別を知らなかつたいふ證據をも擧げてゐられる。たゞ正しく區別せられたと考へられる天慶よりも古い時代において混用してゐる用例は三つ四つ見えるが、萬葉集卷二十のは防人歌のであり、出雲風土記のは出雲方言であるためであり、特に不思議がない。ところが萬葉集卷十八に也末古衣野由支（四一一六番）とある古衣はヤ行の動詞「越」であるべきであるのに、校本萬葉集によつても衣の文字に異なつた諸本を見られないのである。これは萬葉集としては最も新しい時代に屬する大伴家持の越中國で作つた歌で、年代の下るため混用しはじめたのであらうし、越中語の影響があつたかも知れぬがこの方はまづ無いと見るが安全であらう。

とにかく音韻の變化は全國齊しく行はれるに限らぬもので、慶長頃fがhになつたと考へられるとしても、一面に今も東北方面の老人でfを保存してゐる人のあるといふ例もある。私は九州の最南端の村から女中をやとうてゐてその女中の發音を研究したところ、はつきりとyeを發音することに氣づき驚いたことがあつた(それは昭和七年六月)。東北方言のうちには受身の助動詞にエル・ラエルといふのが殘つてゐる所がある(三矢重松博士の「國語の新研究」二八五頁)といふが、このエル・ラエルは大和時代のエ・ラユであつて、都の言葉としては千年以上の昔に滅んでしまひ、平安朝では一般に行はれなかつたものである。

また一つの土地でも年齢などの差により發音のちがふ例はよくあることである。たとへば、九州ではジとヂとは發音し分けると言はれてゐるが、私の住んでゐる土地(福岡縣)中心で言ふと筑前の方では區別しない樣であるが筑後に行くと區別してゐる。けれどもその差は輕微であり、老人は區別するが若者は區別しない事が多いらしい。福岡縣八女郡・三瀦郡あたりでは區別する人が四、しない人が六ぐらゐらしい。

かういふわけであるから、平安朝の發音變化が假名の用法にまで反映してくる場合――それは發音が耳立つて移つた時におこる――でも必ずしも一齊に、同時に、行はれる移動ではない。從つて何年から新假名遣で、その前年までは舊假名遣といふ樣に鮮かに分れてゐるのではなく、何十年か何百年の移動期があるのであり、もしそれに日本全國――といつても日本語圏內――といふ樣な場所のひろがりを加へるなら、千年もたつてもまだその一つの變化が完結してゐない――平たく言へば、ユ・ラユが今も日本のうちに殘つてゐる樣に――場合があるのである。家持が越中國で天平感寶元年閏五月二十七日にヤ行のye(エ)をア行のe(エ)にしてしまつたと言つてもその時代の都の人が皆、混同してし

まつてゐたといふ事の證明になどなるものではない。ましてユク（行）をイクとも言ふからユとイとを區別しないとも言へねば、アリクをアルクとも言ふからリとルとを混じたとも言へぬ様に、音の區別を認識しながら、相近いために通じて用ゐる事はつねにあることである。

かういふ意味において師の備から講を聽いて經文の行間に略體の假名をあたふたと書入れる場合、またその時かりにあわてなくても、假名の示す發音の微差に重きをおかず、達意にのみ注意すると、相近いyeとeとの如きは區別しないこともでき相である。たとへば大矢透博士の調査せられた地藏十輪經元慶點においては、その時代の正しい假名遣に反する例が若干見られる。ヤ行のye（延）を用うべき所にア行のエを用ゐた例が三つある。これは前述の家持の用例に遲れること百二十八年である。しかも、この三つの場合の字形を見るに、すべて略體假名にして「え」を一つと、「エ」を二つと用ゐてあるのである。これら、いはゆる片假名平假名の字體において假名遣の混亂の始まつたことは日本音韻史の研究において殊に注意すべきものであつて、萬葉假名といふ古い傳統をもつ假名においては古い音韻を割合に長く保存して來たのであることは、大矢透博士の『假名の研究』の二十頁以下の表を見ても知られる所である。すなはちこの表にあげられた用例の大部分は萬葉假名である。平安朝として、最も早く混雜してゐるのは右にのべた様に略體假名に始まつてゐるのである。

なほ右の地藏十輪經元慶點には、ヲをオに誤り、ヱをエに誤り、ヰをイに誤り、ハをワに誤つた例があるのであるが、必ずしも出たらめでない證據には、ヰをイとするのは遺の字を二度ともイと記したのであり、ハをワにするのはウルハシ（美麗）をウルワシとした例二つがあるのである。ことに瞎をオグラキと訓む如きは、さういふ語がヲグラキ

のほかに存してゐたのかも知れぬ。

これらの用例を他の資料と對照するに、大矢透博士の『假名遣及假名字體沿革史料』には『金光明最勝王經』にウルワシク・ウルワシキの用例をあげ、この一語に限り古例に違つてゐる由說いてある。

右沿革史料によると、一條天皇の長保四年の訓點にして法華義疏に施したもの以來、假名遣の混亂が生じ、アハヤワの四行音が混同することになつてゐる。が、それよりも前の時代までのでは、むしろ混同する方が例外である。尤もこれも一齊ではなく、相當長くかゝつた推移であるらしい。そのうちウルワシは特に目立つて早く假名遣の變化をうけた方である。九條家本祝詞式には十市はトホチと訓じ、荷前をハツヲと訓んでゐる如きも同類の例である。

かく、ハ行音がワ行音に轉ずること——語の中途又は終だけに見うる——は平安朝としても割合に早い時に見えそめてゐるが、特にウルハシにおいて甚だしく、右にあげた諸例のほかに新撰字鏡では天治本卷一と、卷六と卷十一とに宇留和志としてあり、その時代にはウルワシといふ方が普通であつたかも知れぬ。しかし日本靈異記では、姝をウルハシとも訓んであるが、また宇留和之と訓んだ所もあり、花をウルワシと訓んであつて、兩方が混じてゐる。一體この日本靈異記の訓釋は相當に古いものであらうと思はれることは、大矢透博士の『假名の研究』の二三頁にア行のエとヤ行のエとを書分けてあることを表示してあるによつても知られる。ところが正式の假名遣に反した例が相當多く見られる。ウルワシのほかに

慣（ツナノウ）　傷（ソコナウニ）　嗤（ワラウコト）　脅（ヲヒエ）　涂（ヲチ）　[illegible]（ヲモシロシ）　陷（ヲチイル）　容（カヲ）　擴（ヲヒ）　姥（ヲウナ）　[illegible]（イキカシキテ）　頤（ノトカヒ）　容（カヲ）

晩（ヲソク）　蹲（ウクツマリ）　赫然（ヲモホテリシテ）　頤（ヲトリヒ）

などの諸例は今の正式の假名遣に異なるものである。この諸例を概觀するに語頭のオをヲにしてゐるのが十個を算して過半を占めてゐ、ハ行の動詞の語尾のフをウとしたのが三個を算し、ウルハシをウルワシとしたと同類で語の中途又は末にあらはれるハ行音をワ行に轉じた例が三つ――たゞし語彙は二つ――見え、以上で十七個の用例中の十六個を占めてゐる。他の一つは極めて特別でツの濁音と公認してゐるのをスの濁音にしてゐるウスクマリの例である。

以上述べた十七個の例には除外すべきもの――たとへばウスクマリの如きものもあるけれども、ウルワシの場合とは事情を異にして、すべて略體假名の場合に誤つてゐるのであつて、決して萬葉假名の場合には誤つてゐないのである。語頭のオをヲとする誤に見えるが䏑を於曾比と訓む樣に萬葉假名では於の方を用ゐて、決して誤つてゐない。また語尾のフをウに誤つた例が見えてゐるが、囈を伊古不止云と訓んでゐる樣に萬葉假名不の時は誤つてゐない。そして、このフをウに誤るのもハ行音をワ行音に誤るうちに數ふべきで、峽をカヰとし、飯をイヰとすると同類であるから、結局、誤はハ行音をワ行音にする場合――語頭にはあらはれぬ――と、オをヲに誤る場合――語頭にあらはれる――との二つの場合に歸する。なほこの書物では歌も載つてゐるがそれも略體假名の場合に誤が見える。故に前にも述べた樣に古い傳統を有する萬葉假名と新しく起つた略體假名ことに平安朝の初から起つたと見るべき片假名とを比する時、古いのに古い假名遣が比較的正しく傳はり、新しい假名には當時、社會の一部に發生した新しい發音に順應する樣、新しい假名遣を採ることがまじり出したのである。

私は、所謂假名遣の正しかつたといふ延喜天暦以前――奈良朝は論外として――も必ずしも絶對正確とは言へぬと思ふ。平安朝の前半期は當時、新しく起り出した發音にも引きつけられながら奈良朝からの傳統に主として縋つて行

く略體假名の假名遣と、それに對し大和時代の發音に大いに忠實な萬葉假名の假名遣とが並行してゐたので、實際の發音にも、yeを守る人とeに轉ずる人があるといふ風に並び行はれてゐたものであると思ふ。そして新假名遣は僧徒の間に行はれたが概して早いものであらうと考へたい。昔、僧徒だけが門閥に超越してゐて秀才が全國から集まつたため、方言における訛つた發音の影響をうける事などが公卿殿上人より多かつたらしい。

yeとeとの混亂も略體假名において目立つのであるが、大矢博士は前掲『假名の研究』において靈異記には、まだ混亂してゐない樣に取扱ひア行には蝦夷（衣比須）の例をあげ、ヤ行には萬葉假名縁を用ゐる二例と江を用ゐる一例とを擧げてゐられるが、萬葉假名に正しいのが多いのである。尤も靈異記では脊をチヒエとし肥をコエとしてゐて、徹底的に正確ぶりを發揮してゐるのである。

なほ靈異記の說明の終るに際して言ふべきはウスクマリの假名遣である。これは今の世には正しいものとせられてゐない。正しくはウヅクマリであるとせられてゐる。ところが正式假名遣を發見し唱導した契沖の和字正濫鈔にも別に古典のよりどころを示さず、たゞ

俗につくまふといふは此轉せる歟

と說明して「うつくまる」と定めてあるが、疑はしいことである。楫取魚彦の古言梯にも「うづくまる」と標出して

宇豆は〔紀〕禹豆麻佐〔祝〕宇豆乃幣帛など云宇豆に同〔古〕今本に宇須受麻里とあるは誤字也

と論じてゐるが、清水濱臣の增訂には

濱云うづくまるの證たしかならず宇豆麻佐宇豆乃幣帛は證となしがたからんおのれは古事記にしたがひて宇須受麻里とかへま

くおぼゆ外にも證あるべし

と論じ、村田春海の増訂には、

春云宇須受臓里は誤字にあらず須と豆と通ずる事古言例多し

と論じてある。ズとヅとの區別は、今も一部の方言に殘つてゐるが、大體、江戸時代からの混亂である。區別があつて一面に相通ずる程度であつたのである。『疑問假名遣』（本居清造氏）によると室町以前のもので多くはウスクマルでたゞ伊呂波字類抄と室町時代の節用集とにウツクマルとあるだけである。ことに觀智院本類聚名義抄や高野山文書や童蒙頌韻や字鏡集などにウスクマルとあるのは有力な資料である。故にスを正しいと認むべきで前に靈異記にスとあることを述べたあの例はむしろ正しい用例である。ところが、ツを不正としスを正とすると、同書には踞をウツクマリヲリと訓んだ用例も一つ見えるのであつて、いづれにしても一難を逃れることはできないが、他書と比較する時、ツの方は誤であると考へられよう。とにかく、靈異記の訓釋は傳寫してゆくうちに萬葉假名が片假名にかはり、その際古い假名遣を改めた——または無意識的にかはつた事があつたのかも知れない。とにかくこの書には、同語に二樣の假名遣を見ることのあること前言の如くで下卷の沙門誦持方廣大乘沈海不溺緣第四の訓釋に赫然をまづ於無ロ天利シ天とし更にもう一度出してヲモホテリシテと訓んでゐる位であるから、どちらか一方が誤つてゐてもあへて不思議とするに當らないかも知れない。しかし、必ずしも單純な誤といひがたくズとヅと兩方の發音があり、都の言葉としてはズが標準であつたが、何かの事情（地方から來た僧であるからか、都の俗語を用ゐたためか）でヅをも用ゐたものと見るべきかも知れない。

第七章　文字と音韻

契沖によつて提唱せられ以後多少修正せられた正式假名遣が平安朝の中頃までに大體は守られながら僧侶からはじまつた傍訓用の略體の片假名から崩れかかつたらうと思はれる事情については大體説明したのであるが、寛平延喜の頃に平假名文學が起るまでの時代すなはち平安遷都以來約九十年乃至百年の間の國語表記術の主流をなしたものは所謂宣命書であり、それについでは萬葉假名書である。前者は散文に適用せられ、後者は韻文に用ゐられてゐた。共に奈良朝時代を承けてゐるものである。ところが、この兩者を加味して散文にまで萬葉假名書を用ゐその書體を草體の極端なものとしたのが寛平延喜の頃に起つた假名文學であつて、平安文學の面目はこの時に發揮せられたのである。

本章においては、寛平以前の宣命書資料を主とし、萬葉假名書の資料を加へて、平安朝の第一期とも初期ともいふべき時代の音韻を考察することとしよう。

まづ平安朝のはじめの宣命書の資料として根本的なものは六國史中の日本後記以下と類聚國史のそれに相當する部分とである。こゝにこれらの資料をもつて假名遣乃至音韻の研究をなすにあたり重要なことは前章に紹介しておいた石塚龍麿の發見にかゝる大和時代の特殊假名遣である。あの假名遣――十三の假名に各々二類あること――そのほかに濁音にもある――である。そのうちのエの二種はア行のとヤ行のとであることは前にのべた。そして、そのエの二類が平安朝になつても殘つてゐた事情についても述べたのであるが、他の場合にはどうなつたであらうか。平安遷都といふ樣な政治上の事件で、音韻や語法が區劃せられてゐると考へる事は一種の夢である。平安朝になつたからとて、

右の特殊假名遣がたちまち消滅したであらうと考へることは謬見である。しかし、あの特殊假名遣は近世の學者のほとんど全部の人に青天のかみなりとしか聞えなかつた程の驚くべきことで、それを用言の活用の方面から整理した拙著『國語法概說』の如きも、多くの人に理解せられる事なく過ぎて來たのである。であるから、いつか、消滅した時代があつた筈であり、それが相當古いことも察せられる。まづ平安朝のはじめ頃はどうであつただらうか。資料をなるべく年代順にするため、はじめに日本後紀についてしらべよう。今、國史大系本舊版によつてページを示すことにしよう。

まづ七頁の延暦十五年の宣命には助詞トを止であらはしてあるが、龍麿によると登の類である筈である。以下助詞トは止であらはしてある。また同じ頁に嘉備悦備などの例がある。假字遣奥山路（刊本二一〇頁）に嬉シビ（宇禮之備）悲シビ（可奈之備）などをあげてゐるのと同類と考へられる。右は延暦十五年であるが、日本後紀には殘缺があるから今の本では最初に見える宣命である。

次に十四頁には延暦十六年の宣命が見える。その中の助詞ヨリは與利としてあるが、石塚龍麿によると用の類が正しいのであつて、與はそれと類を異にしてゐるのである。なほこの宣命には勤美譽美とあるが、この場合のミは美で正しいのである。

次に四十七頁には延暦二十三年十月の宣命が見える。それには田租免賜比又……とあるが四段活用の連用形ではハ行は比の類を用ゐるのが正しいのである。また又御坐所爾近岐高年……とある岐は形容詞の語尾で伎の類を用ゐてゐるので正しい。

次に五十一頁には成奴衛流。とある。延暦二十四年二月の宣命である。助動詞ヌは終止・連體・已然ともに奴の類を用ゐるのが正しいのである。また護奉幸閇と見えるが、ハ行下二段活の未然・連用・命令には閇の類を用ゐるのが正しいのである。また奉給閇止稱辭定奉久止申とあるのはハ行四段活用の命令形のへは幣の類が正しいといふ點から見ると閇は類を異にしてゐて誤である。が、下二段と見ると正しい。

次に大同四年の詔を見るに不レ耐乎已止と賜許止との已も同じ類の假名で正しく、止は等・登などの類の假名で正しい。また萬機缺懈奴。の奴は既に五十一頁に見えてゐた樣に正しい。また輔導伎。とあるが、カ行四段の連用のキは伎の類が正しいのである。

次に弘仁元年の宣命を見るに、賜比。支。とある比は四十七頁にも見えて正しく、支は伎の類で過去の助動詞キは伎であるから正しい。また退賜比。去賜支。氐の比と支とは既に言つた如く正しいし、近。支奉流。の近。支はチカヅキと訓むのであらうか、さうするとカ行四段活用の連用形のキは伎の類で、この支は伎の類であるから正しい。また讀レ國給閇。流とあるが、ハ行四段活用の存在態（このことを普通にハ行四段活用に助動詞リがついたといふのは、極めて明かにして重大な誤謬である）の時はそのへは幣の類が正しいのにこの閇はそれと異なつた一類であるから正しくない。また定賜閇。流平安京の閇は幣の誤であること前に述べた通りである。また棄賜比。とあるが、この比の正しいことも前にのべた。以下賜比。の比については省略しておかう。

因にいふ、助詞トの假名の止については七頁の宣命について一度言つただけであとは省いておいた。助詞トモ（假定條件）ドモ（確定條件）のト・ドについても止を用ゐる例は省略しておいたのである。

なほこの宣命には罪奈閇賜布閇久行毛止といふのがあるが、ツミナへ。は下二段活であるからその連用は閇が正しい。また助動詞ベシのべは清濁は別として閇が正しいのである。

次に同じ年の宣命に挂畏支。とあるのは前にあつた近岐の様に形容詞の語尾のキで正しい假名遣であり、賜閇。止申久はハ行四段の命令であるから幣の類であるべきにそれとは異なつた類の假名であるから古い假名遣に合はない。しかし下二段なら正しい。また仕賜比。支。の比は前に述べた様に正しい。キも同様である。次に去賜氐支。とあるキも同様である。次に天皇爾近支。奉氐の近支はチカヅキであらうと考へられるが、カ行四段の連用形は伎の類を用ゐるのであり、支は伎の類であるから正しい。もう一つ賜氐支があるが、このキも正しい。

なほ、同じ弘仁元年の宣命がある（一一七頁）。その中に行幸世志米。多流とあるが、助動詞シムの活用のシメのメは米の類を用ゐることになつてゐて正しい。また賜布倍。久とあるべも正しい。清濁の別はあつてもベシのべは閇の類である。発賜比。の正しいことは既にのべた。なほこの詔のうちには賜比。の例がもう一つある。次に重罪有倍志。と見える倍も前に言つた様に正しい假名遣である。また諫爭己止とある己は許の類、止は前に述べた様に登の類で事といふ語の假名として正しいのである。次に罪奈倍とある倍は閉の類でハ行下二段の未然連用命令のへは閉の類を用ゐるのが正しいのである。また衆人與利。とあるが助詞ヨリのヨは前にも述べた様に用の類を用ゐるべきであるが與はそれとは違つて余の類であるから正しくない。次に行賜閇留とあるが、前にも二つ例があつた様に正しくは幣の類を用ゐる所で閇は別の假名である。

次に弘仁二年の宣命（一四一頁）を見るに、伐平米之と言ふのが二つ見えるが、すでに行幸世志米多流といふ例もあつ

た通り助動詞シメのメは米が正しいのである。また給比支のヒやキの正しいこと、上賜比のヒの正しいこと、究殄己止のコトの正しいことなどは既に述べた所で明かであると思ふ。

次に弘仁六年の宣命（一八〇頁）を見るに獨知倍伎や政有倍止之の倍は既に言つた通り正しく、ベキの伎も正しい。

以上で日本後紀中の宣命書については全部説明したのである。たゞし、この日本後紀の傳本には缺けてゐる部分が相當に多いから類聚國史によつて補ふべきである。今、便宜上、經濟雜誌社が大正五年に出版した本によつてページを示すことにしよう。

まづ一二五二頁には延暦十一年の宣命が見えるが固有名詞のを除き、助詞トを止とした例も日本後紀の場合の樣に言はぬこととして、例の假名遣に觸れるのは冠位上賜比と治賜物曾止との二つだけである。賜比の比の正しいことは既に述べた。助詞ソには曾の類を用ゐることも大和時代の假名遣として正しいのである。

次に六六八頁には延暦十三年の宣命が見えるが大和時代の特殊假名遣に接觸する部分が見あたらない。

次に四六七頁のと五一七頁のとは共に大同二年九月の宣命で、しかも同一のものであるが、今は文句に少しの異同ができてをる。本與利正月乃行事奈利とある與は既述の通り大和時代の正しい用字法ではない。無レ暇支月奈利の支は形容詞の語尾で正しい假名遣である。比年之間停支止奈毛の支は過去の助動詞と見えるが、正しい假名である。御酒賜倍惠良支退止之奈毛氏の賜倍はタベと訓むもタマヘと訓むも正しい假名遣であり、惠良支は四段活用の連用形であるから伎の類の假名として正しいのである。

また一三九頁には右の宣命の前半だけを載せてゐるのである。これは從つて特に言ふに及ばぬことである。

次に一九〇頁には大同五年九月十日の宣命が見える。その中の任賜比支の假名ヒキともに正しいことは例のとほり。また退賜比°去賜比旦支のヒ・ヒテキの假名の正しいことも同類である。太上天皇爾近°支奉流の近支はチカヅキで四段活用の連用であらう。支の假名は正しい。次に讓レ國給閉流の閉は既に述べた様に古い假名遣に反してゐる。褒賜許止乎の許止は事であらう。前にも述べた様に正しい假名遣である。定賜閉流とある閉の正しくないこと例の通りである。棄賜比°の比は正しい。勘賜比°の比も同様である。なほ同類には輕賜比°や宥賜比旦°がある。また罪奈閉賜布閉久とある罪奈閉は下二段活用の連用形と考へられて閉が正しい假名であり、賜布閉久の閉は助動詞べシのべにあてたので、清濁の差はあるが閉の類を用ゐるのが正しいのである。

次に右の宣命と同じ日のではあるが、別の宣命がある。三四四頁と九一一頁とに載つてゐるが、九一一頁のは三四四頁のを一部分省略削除したものなのである。三四四頁のを主として、九一一頁のを對照すると、掛畏支の支は形容詞の語尾で正しく、柏原大朝庭爾申賜閇止申久の閇は缺けてゐる本もあり、九一一頁のでは倍としてある本が多い様であるが、閇も倍も同類であつてハ行四段活用の命令形の假名としては正しくないのである。しかし下二段と見れば正しい。任賜比支（この任は九一一頁では仕であるが、假名遣問題とに關係が無いから議論しない）。や退賜比去賜比旦支や棄賜比や退賜比都の比は既に度々言ふ様に正しい。また右の任賜比支の支をはじめ被却賜比旦支の如き過去の助動詞キの假名も正しく、また天皇爾近支奉比旦の支も既に言ふ如く正しい。また畏彌畏毛の彌は美の類で正しい假名である。

次に一九二頁と七八五頁とに大同五年九月十三日の宣命が載つてゐるのであるが、後者は前者の一部分を削つたものである。まづ例の々マヒの例を拾ふと、毫賜比と罪奈備賜比と禁賜比勤賜比と冠位上賜比との例を見るだけで異例の

假名を發見しない。次に伊勢爾行幸世志米多流の米は今までにも例のあつた樣に正しい假名遣である。次に助動詞ベシの用例は罪賜布倍久と重罪有倍志の二つあるが、共に正しい假名遣である。次に諫爭已止の已止は事の義であらう。已は許の類で正しく、止は登の類で正しいのである。次に罪奈倍賜比の罪奈倍は下二段活用の連用形であるから、閉の類を用ゐるべきで、倍は閉の類であるから正しい。次に衆人與利異爾の與利は助動詞で、本來は用の類が正しいのであるが、それと異類の與を用ゐる樣になつてゐること度々說くとほりである。

次に九二頁には弘仁十四年十一月二十日の宣命が載つてゐる。そのうち悠紀主基といふ語が用ゐられ、悠紀は三度、主基は二度に及んでゐるが、ユキのキは紀で、スキのキは基であるけれども、共に紀の類の假名であつて一致してゐるのである。次に務米志麻理の務米は下二段活用の連用形であつて米を用ゐるのが正しい假名遣である。

なほ、現在つたはる日本後紀は弘仁年間の記事で盡きてゐるけれども、元來、天長十年二月までの記事がつゞいてゐた譯である。それを類聚國史によつて精査するに天長年間の資料は大同年間のそれに劣らぬほど豐富である。次に例の通り年代順にあげてみよう。

まづ一二八五頁に見える天長元年二月三日の宣命を見るに使等凌ニ鹿波ー岐忘ニ寒風ー天とある岐はシヌギのギに當る語であらう。そして語根のヌがノとなつてゐたとしても岐の音には影響がない筈である。四段活用の連用形であるから伎の類を用ゐるのが正しいのであるが伎と岐とは同類である。次に參來氣利の氣は助動詞のケリのケに當る筈であるが大和時代の特殊假名遣では祁の類を用ゐるのが正しいのであるのに氣は祁と對抗してゐる他の一類の代表的字面であるのである。こゝにケの音韻が亂れて來たことが知られるのである。次に百姓乃苦美行爾依豆奈毛の美は今までにも

例のあつた通り正しい假名遣である。また召賜比の比の正しいこと例の通りである。治不レ賜奴の奴も正しいこと龍麿の示す通りである。

次に同じ頁に見える天長元年五月二十日の宣命を見るに、客人倍。聞食止詔布。客人倍。乃國爾還退……の二つの倍は助詞へだとすると用法が少しをかしいと思ふ。他の場合には等といふ漢字を用ゐ、その漢字の意味に從つてタチなど訓むべき所である。もし助詞へであるとすると假名ちがひとなる。次に還退倍支時のベキの假名は共に正しい。次に賜レ祿比や物賜比の比は例の通り正しい。

次に一九五頁と三三一頁とに天長元年七月九日の奉誄がある。假名遣の上には助詞トの他には言ふべきものがない。

次に三四五頁には天長元年十二月二十日の宣命が見える。定太理支の支は過去の助動詞キで正しい假名遣である。次に不レ得成奴の奴は完了の助動詞をあらはしたもので正しい假名遣である。

次に天長二年十月二十六日の宣命がその頁にのつてゐる。また不レ得成奴といふ用例がある。

次に一七一頁には天長三年三月二十九日の宣命が載つてゐる。詔旨乎聞食止倍。宣といふ例と詔乎聞食止閇。與宣といふ例とある。共にキコシメスに古い助動詞フがついてキコシメサフといふ語ができた、その命令形でハ行四段活用であるから命令形は幣の類を用ゐるべき所であるが、それと反對の閇の類を用ゐてゐるので共に誤つてゐる。しかし、また下二段でヤキタベ・ヤキタマヘヨとよむとすると正しい。なほ冠位上賜比とあるのは例の通り正しい。

次に四五八頁には天長四年正月十六日の宣命がのつてゐる。諸衆聞食給止倍。宣は四段活用の命令であるから幣の類で

あるべきに反對の類の假名になつてゐる樣だが下二段とすれば正しい。次に見部太爲退止爲毛奈とある見太部のタべは下二段活用の連用形と見え、閉の類を用ゐるべきであつて部は閉の類とちがつてゐるから、假名遣を誤つてゐる。

次に三一二頁には天長四年正月十九日の宣命がのつてゐる。申給閇止申佐久の申給閇も四段活用の命令で假名ちがひである。下二段と見れば正しくなる。次に除愈給倍も同じく命令形で假名ちがひである。次に縦比も例によつて正しい。平支給牟の平支はタヒラギで正しい假名遣であらう。

次に八〇四頁には天長四年正月二十一日の宣命が見える。衆聞食止閇宣の閇は例によつて誤つた假名遣である。が下二段と見れば正しい。この例がこの宣命中に二つある。

次に八〇五頁に天長四年正月二十二日の宣命がのつてゐる。また衆聞食止閇宣の例が二つ見える。また奏賜流閇國々といふ例が見えるがこれもまた誤つてゐる。勤美譽奈毛之美の美は正しい。また冠位上賜比の比は例のとほり正しい。

次に三四六頁には天長四年十一月二十五日の宣命がある。申賜止閇申久の賜閇は例の通り誤である。掃却介淨奉我爲爾の掃却介は下二段活用の連用形であるが、この際正しい假名遣は氣の類であらう。ところが介は祁の類で假名がちがつてをる。さきにケリのケを祁の類にすべきを氣の類にした誤があつたが、今度のはその反對に氣の類とすべき所を祁の類(介はこの中)としたのであつて、併せて考へるにケといふ音韻の混亂してゐる證據であらう。

次に天長五年八月十八日の宣命が一二五頁にのつてゐる。護賜比といふ例が二つ見える。例の正しい假名である。次に恐美恐毛美といふのも二つある。例のとほり正しい假名である。また掛畏支と矜賜布倍支の支も正しいし、この倍支と無レ事久有止倍之の倍之との倍は助動詞ベシのべで共に正しい。次に平介久無レ事久とある平介久はタヒラケクでタヒ

ケカ。といふ副詞と連絡してゐる一種の形容詞で、この類のケは氣の類を用ゐるのが原則であるのに、この例では、それと異なつてゐる祁の類の介を用ゐてゐて正しくない。ケの混亂については既に二つ用例が見えたが、こゝに更に用例を加へ、混亂の事實がたしかになつて來た。

次に一二六頁には天長五年八月二十四日の宣命がのつてゐる。これにも今のべた乎介（久）の例が出てゐる。また中給倍。（正）中久の倍はハ行四段活用の命令形としては、誤つてゐる。正しくは幣の類を用ゐねばならぬ。しかし、夕べと訓む方法もある。東給比の例に、正しい。可レ有支（天尤）止の支は助動詞ベシの連體形ベキのキで正しい。

次に七九頁のは天長八年十二月の宣命である。身乃安美（毛）有爾依弖の安美が正しい。

以上縷々述べた所によつて日本後紀の頃の假名遣が明かに認識せられる。はじめにも斷つた樣に宣命書の散文については漏らすことのない樣にしたが、猶若干歌がある。しかしそれはあとまはしにしよう。

要するに日本後紀の時代は宣命によると、例の十三の特殊な假名遣のうち「ヨ」と「ヘ」との二つの假名においてまづ、最初から混亂してゐることを示し、次に天長年間に到つてはじめて「ケ」といふ假名にも混亂を生ずる樣になつたことが明かになつたのである。たゞ、これは宣命書に限つての考察であるから他の方面の資料によると多少違つてゐる點があるかも知れない事が察せられる。しかし、右の三つの假名においてのみ亂れ、他の假名ではまだ亂れてゐない現象は相當忠實に當時の都における音韻現象を示してゐてくれるのであらう。もし音韻上の區別がない時に表現法上に區別を立てようとするならば隨分困難なことであらうと思はれる。

さて右の三つの假名のうちケは天長頃から亂れはじめたと言へるから奈良朝時代には正確であつた筈であるが、ヨ

とへとは、平安朝の最初から亂れてゐたとすると、亂れはじめたのはいつであらうかが問題となる。その研究は同系統の資料たる奈良朝の宣命を調査すべきであると考へられる。勿論、あらゆる資料を調査すべきではあるが、系統を重んじて、平安朝の資料として宣命をしらべたら、その先行文學として奈良朝の宣命と比較しなければならぬ。

第八章　文字と音韻

奈良朝の宣命は續日本紀に載つてゐる。これの研究としては本居宣長の歴朝詔詞解より外に言ふに足るほどのものが無い。この書物では第一詔・第二詔といふ風に番號をつけてある。その番號は年代順を示し、搜索にも便利であるから利用することにしよう。

續日本紀の宣命の萬葉假名の使用法を見るに大體において石塚龍麿の發見した十三の假名とその濁音とは正しく用ゐられてゐるが、一部分に既に亂れてゐる點が見つかる。そして、亂れてゐると見られる部分は日本後紀のそれと非常に密接な關係のあることが知られる。それをこれから實證しようとするに當りまづことわりたい事は、記述を簡單にする爲に前章における如く詳しく十三の假名の全部にわたつてその用例を悉く說明する事を廢して、特にヨとへとについては全用例をあげる事にし、他は普通の文法的知識からすると疑問が無いと考へられる部分については記述を省略し、特に解說する必要を認めた例のみを說くにとゞめよう。

まづ、ヨとへとの以外について說明して見よう。ヨ・へ以外の假名は特殊の用法が嚴守せられてゐる事が調査の結果たしかめられた。たゞ今は一々の用例についてその正しいことを解く事を省略しておく。特に說明するのは難解で

あつてどういふ語であるか不明なものと、疑問の存するものとでなければならぬが、それも大略にとゞめておかう。

第二詔に多利麻比立夜夜彌賜閇婆とあるのはこのまゝでは分かりかねるので、宣長は利を知の誤としてタチマヒテ（立舞）と見たのであるが、さうすれば四段活用の動詞の連用形を用ゐてあるので、比の假名遣は正しいことになる。また彌を見と解いてあるが、見ルの連用形ミは美の類を用ゐるのであり、彌は美と同類の假名であるから正しいのである。

また同じ宣命に仕奉買流狀とある買は覇の誤であると宣長は言うてゐる。覇は幣の類で正しい假名遣である。この宣命にはなほ仕奉賈流事や慈賜賈利の樣な同類の例が見える。皆、覇の誤と見たい所である。今の學界のレベルから飛躍する樣な學說が出ない限り、まづ宣長說を妥當とすべきものであらう。

第七詔の乃比止麻爾母は分かりにくい。またこの宣命には許貴太斯伎といふのがある。萬葉集にコキダクといふ語があつて、そのコは己といふ萬葉假名が用ゐてある。己は許の類で、この宣命のと一致するが、また萬葉集のコキダクの伎はこのコキダシキのはじめのキと異類である。コキダクとコキダシキとは似てはゐるが全く同じ語とは言へない。從つてキの假名遣が亂れてゐたといふ證にはならない。

第十二詔奏賜部止奏久の部をこゝではフと訓む由、宣長は言つてゐる。しかし、この字は記紀萬葉を通じてフと訓むことがない。へとすれば、四段活用の命令形で幣の類を用ゐるべき所であり、部は幣の類であるから正しいことになる。この例は、後のへの解說に讓つてもよいが訓法に異論があるからまづふれておいた。この樣な例は第十三詔の治賜部止宣の部にも見られる。

第四十五詔の得麻之岐の之の次に字といふ字のある本がある。この有無は大きな問題ではあるが、この特殊の假名遣に關する限りにおいてはさほどの事でもないから省略しておかう。なほこの宣命に護近與止とあるのは誤字があらうと宣長は言つてゐるが與を命令形につく助詞と見ておくなら正しい假名である。

第五十八詔の云部については宣長は脱字說をとなへてイハムスベと續む樣にしてゐる。

とにかく極めて一部分になほ研究すべき點が殘されてゐるとしてもほとんど全部に近い大部分において特殊の正しい假名遣が行はれてゐたことが證明せられる。たゞ日本後紀によると平安朝の初から混亂してゐたと考へられるヨとへの二つの假名遣にだけは既に奈良朝にも混亂がおこつてゐたと考へられるがほかの假名遣は亂れてゐない。類聚國史によつて天長年間に混亂しはじめたことの知られるケの假名は勿論、奈良朝では誤つてゐないことが知られるのである。今は、まづヨの假名遣の實情について說明しよう。

第四詔（和銅元年春正月）に高天原與利とある。助詞ヨリのヨは用の類が正しく余の類は誤であり、與は余の類であるから不可である。さうすると續紀の宣命としては最初の用例から正しくないことになる。ところがこのところは一本に與の代りに由とある由であるが、多分、後世轉寫の際に誤つたものでもとは由であつた――すなはちユリ――のでは無からうか。もう少し後なら間違つて來ることもあらうが、ちと早すぎる樣である。

第十三詔（天平勝寶元年）に人國用理とある用理は助詞であり、用は正しい假名遣であつてこの頃はまだヨは正しく分れてゐたらしい。

第二十五詔（天平寶字三年六月）に爲與止仰給夫とある與は命令形につく助詞で正しい。

第二十八詔（天平寶字八年九月）に水用與とか受與といふ例があるのも前のと同類で正しい假名遣である。ところがこの宣命に今與利後方といふ用例がある。助詞ヨリのヨは用の類を用ゐるのが正しいのに、――そして今までの例は正しかつたが、――こゝに異類の與を用ゐた例があらはれて來たのである。

第三十二詔（天平神護元年）には常與利方といふのと常與利毛といふのと二つの例がある。共に間違つてゐる。

第三十八詔（天平神護元年）に常與利別在の與は例の通り誤つてをり、三寶余利離天の余も與の類であるから誤つてをる。

第四十一詔（天平神護二年）に常奉見余利波と坐之時余利の余も前の宣命の余利と同じく誤つてゐる。

第四十四詔（天平神護三年）に此與利増波とある與利も誤つた假名遣である。同じ宣命に納用與止とあるのは命令形につく助詞の方であつて正しい。

第四十五詔（天平神護三年）には、以天治與と心乃麻爾麻世與止命伎と護近與止と必改與とは例の命令形についたので、正しい。

第四十六詔（天平神護三年）に與呂許保志止奈毛といふ例がある。また伊豫國與利といふ例がある。ヨリのヨの誤つてゐること從前の如くであり、國名の豫は余の類である。

第五十六詔（寶龜七年）には本與利と其國與利との二例は例の通りヨリのヨを誤つてゐた。

第五十八詔（天應元年）には能登内親王爾告與止と告與止詔……との例がある。共に命令形につく與で正しい。

第五十九詔（天應元年）には此王波弱時余利とあるが、余は既に例のあつた樣に正しい假名では無い。

以上はヨの假名の續紀宣命に見える全部である。ヨの二類の假名の區別は、もと存してゐたが天平寶字八年の宣命にいたつて亂れてきた。こゝに誤つてゐるとか亂れて來たとかいふ用語を用ゐて來たことを省みるに、もと二種であつたヨが一種になるにあたつて、三つの場合が考へられる。aとbとが一つになるには、aのみになる、すなはちbがaになり、aはもとのまゝの時と、bのみになる、すなはちaはbとなり、bは元のまゝの時と、aもbも變化して別のcとなる時とである。今二種のヨが一種となる時どういふ型によつたであらうか。續紀で見ると、命令形についた助詞ヨの假名余の類（與も同類）をはじめ、すべて余の類は變化してゐないのに、助詞ヨリのヨの假名用の類は總べて余の類に變化する様に天平寶字八年からは成つてゐるのである。そして日本後紀も同類になつてゐるのである。そこで思ふに、上代の特殊假名遣のヨの二種類のうち用の類は早く滅び余の類に轉じてしまつたものである。後に永く傳へられたヨは余の類である。

右の發見は上代に特殊な假名遣の音韻史研究上に極めて重要なものでなければならぬ。なほ宣命以外の資料から多くの立言ができるかも知れないが、あとに讓つてへといふ假名の用法に轉じよう。

日本後紀においては、への假名は閇の類を用ゐるべき所は正しく、幣の類を用ゐるべき所は閉の類に轉じて誤つてゐる。つまり、閇の類と幣の類との二類あつたのが、閇の類に歸してしまつたのであり、その事は濁音にも及んでゐるのであると考へられる。この事は日本後紀から出たと考へられる類聚國史に載つてゐる宣命についても同様である。たゞ天長四年正月十六日の宣命に見太部爲退止爲奈毛とある太部の部は下二段の動詞の語尾であつて閉の類を用ゐるべき所であるのに、その反對に部に誤つてゐるのは唯一の例である。なほこの事實を續日本紀の宣命について調査して

みよう。

まづ第一詔に任賜幣留や行賜幣留の用例があるが、共に四段活用の存在態（りといふ助動詞のつく場合と一般には言ふが、りといふ助動詞を認めることは迷妄である。）のへで幣を用ゐるのが正しい。なほ、幣の類を用ゐるべき場合を一々あげて行くに、

第二詔に仕奉賣流状や仕奉賣流事や慈賜賣利の賣は宣長が覇の誤と考へたものであるが、覇は幣の類で、この場合正しい假名である。

第三詔に敷賜覇留と立賜覇留との用例のある點から考へて本居の推定も根據のないことではない。

第七詔に請賜幣止とあるのは四段活用の命令形であつて幣の類を用ゐるべきものである。また同宣命に斯理幣といふのがあるが、この語では幣が正しいことは既に石塚龍麿が言つてをる。

第十詔に造賜幣留と行賜部流との例があるが部も幣の類で共に正しい。

第十一詔に任賜部留とある部も前の例と同じく正しい。

第十二詔の奏賜部止奏久の部を本居宣長はこゝではフと訓む様に言つてゐるが、記紀萬葉などの假名で部をフとよむべき場合が無い。へとよむとして、四段活用の命令形としては幣を用ゐる所で、部はその類であるから正しい。

この宣命の中に、念部流仁とある部も正しい。

第十三詔に治賜部止宣とある部は第十二詔で宣長の問題とした例である。この詔中には仕奉部留といふ例がある。正しい用例である。

第十四詔に定賜部流とある部は正しい假名遣ではあるが宣長が、もと都とあつたのを改めたのである。また立賜部留といふ例があるがこれも正しい例である。

第十六詔に加遍須加遍須とあるがカヘシ(返)のへには戀・邊を用ゐてあり、それは幣の類である。そして遍も幣の類であるから正しい。この宣命中に狂迷(マヨ)遍流とある遍も同様に正しい假名づかひである。

第二十三詔に定賜幣流とある幣も例の通り正しい。

第二十五詔に治賜部流とある部も正しい。

第二十六詔には勅(ノリタマ)部禮止とある、この部も例の通り正しい。

第二十七詔に語(カタラ)部止宣久と行給(タマ)部との二つの命令形の例がある。共に部とあつて幣の類の假名であるから正しい。

以上はすべて幣の類を閉の類として誤ることとの無い場合のみである。右のほかに、閉とすべきを幣に誤つたかと思はれる例がある。第十三詔の於母(ブ)夫氣教部牟事と第二十五詔の教部宣(ノリタマ)夫とがそれである。尤も後の例は部を比とし、或ひは江にしてある諸本が多いのを宣長は、誤とし、部に改めたのであるから、これをとやかく問題とするほどのものではない。が、比とした本のあることは頗る注意すべきことでチシフはもと四段活用であつただらうと考へさせるのである。さういふ立場から第十三詔の例を見ると誤つた例として孤立してしまつてゐる。第十三詔は天平勝寶元年四月のものである。

右と反對に幣を誤つて閇とする事は第三十三詔(天平神護元年)以後に多い。

まづ第三十三詔から説くと聞食倍(キコシメサヘト)止は四段活用の命令形の語尾に倍を用ゐてあるが、元來幣の類であるべき所を閇

の類の倍を用ゐたのであるから誤である。なほ聞食倍止宣といふ同様の例がある。或はキキタベとよむか。

次に第三十四詔（天平勝寶元年八月）には殺賜幣止といふ例があつて四段活用の命令形であるから正しい。しかしそれと同時の

第三十五詔には聞食倍止といふ例が二つあつて誤つてゐる。また

第四十一詔（天平勝寶二年）に賜幣流や顯賜弊利や禁給幣流などとあるのも不樂伊末左倍止毛奈毛とあるのも共に正しい假名遣である。

第四十二詔（天平神護三年八月）に示給幣流や慈給幣流や示現賜幣流や示顯賜幣流などあるのも同様に正しく、

第四十四詔（天平神護三年）に賜弊利之とあるのも正しい。同じ年の十月の

第四十五詔に汝都可弊止とあるのを宣長は使へと說いてゐる。四段活用の命令形とするならば弊は正しい假名遣である。また、

第五十二詔（寶龜二年）の仕奉麻佐部流も正しい。ところが、

第五十三詔（寶龜三年）の聞食倍止といふ例三つあるのは總べて誤つてゐる。

第五十四詔（寶龜三年）にも聞食倍止の例が二つある。ところが、同詔に定賜部流や儲賜部流や治賜部例婆などある例は正しい。

また第五十六詔（寶龜七年）に相言部とあるのは四段活用の命令形であつて、幣の類の部を用ゐるのは正しい。同様に、

第五十七詔（寶龜八年）に語部止詔とある語部も四段活用の命令形で部を用ゐるのは正しい假名遣である。

第六十一詔に定賜部流や立賜部流とある部も正しい假名遣である。また授賜閇婆も正しい假名遣である。ところが第六十二詔（寶龜八年）に扶拯閇留とある閇は誤つてゐる。

以上を要するに、用例の大半は四段活用及びその存在態の時にあらはれてゐるのであるが、命令形の時には、開食倍の時に限つて誤つてゐるといふことになつて、ちと不思議に思はれる。或は四段活用と見るべきではなく下二段活用として訓むべきものではあるまいか。もし此れが許されるとしたならば、への混亂はほとんど無くなるのである。たゞわづかに

第六十二詔（寶龜八年）に扶拯閇留

とある閇が誤であることになるだけである。これは言ふまでもなく、幣の類たるべきところを閇の類に誤つたのである。これが先蹤をなして日本後紀時代には幣とすべき所を閇とするに至つたのである。

第九章　文字と音韻

前章までに論じた所によつて宣命を資料とした平安朝初期及びそれに關係のある奈良朝時代の特殊假名遣の實際を考察したのであるが更に他の資料にはどうあらはれてゐるであらうか考察し、それを宣命のそれと比較してみたい。

日本後紀の桓武天皇の大同元年四月七日の條の童謠

於保美野邇　多太仁武賀倍流　野倍能佐賀　伊太久那布美蘇　都知仁波阿利登毛

を見るに、大宮を意味する於保美野の美は石塚龍麿の説いてゐる通り正しい假名遣である。次に向有の意の武賀倍流の倍は閉の類であるがこゝは幣の類を用ゐねばならぬ所で、この時代の宣命に見えた様に一般に誤つてゐる。野倍は山邊の意で倍は石塚龍麿が川邊・道邊などの假名遣に倍を正しいとしたのと同様に見るべきであらう。次に那布美蘇の美は踏ミのミで四段活用の連用形であるから正しく、終りの阿利登毛の登は助辭で正しい。しかし、前の蘇はいはゆるナソの格のソで曾を正しいとするのにそれと異類の蘇を用ゐてゐるのは正しくない。ソの混亂は宣命にはあらはれてゐなかつた所で大いに注意すべきであらう。

次に平城天皇の大同三年九月十九日の條には

伊賀爾布久　賀是爾阿禮婆可　於保志萬乃　乎波奈能須惠乎　布岐牟須悲太留

といふ歌が見える。布岐は四段活用の連用形であるから岐は正しい。牟須悲は結ビの義で四段活用の連用形であると考へられるが、さう見ると悲は誤となる。

いま傳はる日本後紀の歌はそれだけであるが類聚國史では右のほかに多くの歌を傳へてゐる。延暦年間のでは十四年四月十一日の

以邇之弊能　能那何浮流彌知　阿良多米波　阿良多麻良武也　能那賀浮流彌知

といふ歌とその和歌

記美己蘇波　和主禮多與羅米　爾記多麻乃　多和也米和禮波　都禰乃詩羅多麻

といふ歌とから始まる。古（イニシヘ）のへが幣の類であることは石塚龍麿の既に調べた所で以邇之弊は正しい。次に道（ミチ）のミは

美の類が正しい。彌知の彌は美の類で正しい假名である。また阿良多米波は改メバであつて下二段活用の未然形であるから米は正しい假名遣である。また君のミは美の類であるから記美の美は正しい。また助動詞ムの已然形メは米であるから和主黎多魯羅米の米は正しい。また助詞コソのコは許の類であり已は許の類であるから記美已蘇波の已は正しい。

以上は正しい方ばかりを擧げたのであつて一面に亂れた假名遣も見える。爾記多麻の記は誤で、正しくは伎の類を用ゐること、石塚龍麿の說く所である。また君のキは伎の類を用ゐること石塚氏の說く所であるが、この歌の記美の記はそれと類を異にしてゐて誤である。また助詞コソのソは曾の類であるのにそれと異類の蘇を用ゐてゐるのも誤である。また多和也米の米は女の義であるが、女の假名は賣の類が正しいのにそれと類を異にした米を用ゐてあるのは誤である。次に延曆十五年の四月五日の歌に

氣左能阿沙氣　奈呼登以非都留　保登々擬須　伊萬毛奈可奴加　比登能綺久倍久

といふのがある。今朝のケは氣の類が正しいこと石塚龍麿の示す通りである。アサケのケも氣が正しい。次に奈呼登は何事の義であるとしてコト（事）のコは許の類、トは登の類を用ゐるべきものであるが、この例では呼は古の類であつて許と異類であるから正しくない。また以非都留の以非は言ヒで四段活用の連用形であるから比の類を用ゐるべき所をそれと異類の非を用ゐてゐるのも正しくない。次に保登々擬須の登は石塚龍麿が登等ヲ用フと言つてゐる樣に正しいが擬は正しくない。龍麿は藝を用ゐる例をあげてゐるが擬は藝とは異類であるから。次に完了の助動詞ヌに奴を用ゐるのは正しい。また人に比登と書くのも龍麿の說に合つてゐて正しい。ところが動詞聞クの語根キは石塚龍麿

によると伎の類が正しいのにこの歌に綺を用ゐてあるのは異類の假名であつて正しくない。助動詞べシの語根べに倍を用ゐてゐるのは正しい。

次に延暦十六年十月十一日の歌に、

己乃己呂乃　志具禮乃阿米爾　菊乃波奈　知利曾之奴倍岐　阿多羅蘇乃香乎

といふのがある。此ノのコの假名は石塚龍麿が許虚己ヲ用フとしてある様にこの歌のは正しい。頃のコも許の類を用ゐるからそれに屬する己を用ゐたのは正しい。また雨のメに米を用ゐたのも正しい。また助詞ソに曾をあてるのも正しい。完了の助動詞ヌに奴を用ゐたのも正しい。また助動詞べシのべに倍を用ゐたのも正しく、その連體形の語尾に岐を用ゐたのも正しい。たゞ其ノのソに蘇を用ゐたのだけは誤である。

次に延暦十七年八月十三日の歌に、

氣佐能阿狹氣　奈久知布之賀農　曾乃己惠遠　岐嘉受波伊賀之　與波布氣奴止毛

とある。このうち今朝の朝ケの二つのケの假名の正しいことは既に述べた。其ノのソに曾を用ゐたのも正しい。聲のコに己を用ゐるのが正しいことは石塚龍麿が言つてゐる。聞クの語根キに岐を用ゐたのも正しい。また更ケのケに氣を用ゐることも完了のヌに奴を用ゐることも助詞トモのトに止を用ゐることもすべて正しい。たゞ夜に與を用ゐたのだけは正しくない。

次に延暦二十年正月四日の歌に、

宇米能波那　胡飛都々隝褰旦　敷留度岐乎　波那可毛知流居　於毛飛都留何毛

とある。梅のメに米を用ゐるのは正しい。戀のコに胡を用ゐるのは石塚龍麿の言つてゐる樣に正しい。またそのヒは下二段活用であるから斐の類の飛を用ゐたのも正しい。また雪のキに岐を用ゐたのも正しい。花カモ散ルトと言つてをる助詞トに層を用ゐたのは誤つてをる。また思ヒツルカモの思ヒは四段活用連用形であつて比の類を書くべきであるのに、飛はそれとは異類であるから正しい假名遣では無いのである。

次に大同二年九月二十一日の條には、

美耶比度乃　曾能可邇米豆留　布智波賀麻　岐美能於保母能　多乎利太流祁布

袁理比度能　己己呂乃麻丹眞　布智波賀麻　宇倍伊呂布賀久　爾保比多理介利

といふ二首の短歌が見える。宮のミに美を用ゐたのは正しい。また人に二度とも比度と書いてあるうち比は正しいが度は誤つてをる。其ノのソに曾を用ゐてゐるのは正しい。また愛のメに米を用ゐたのも正しい。君を岐美と書くのも正しい。今日のケに祁を用ゐたのも正しい。また心を己己呂としたのも正しい假名である。ウベのベに倍を書くのも正しい。色のロに呂を用ゐるのも正しい。次に匂ヒのヒは四段活用の連用形であるから比を用ゐるのが正しい。助動詞ケリのケに祁の類の介を用ゐたのも正しい。

次に弘仁四年四月十日の條には、

祁布能比乃　伊介能保度理爾　保止度支須　多比良波知與止　那久波企企都夜

保度止伎須　那久己惠企介波　宇多奴志度　度毛爾千世爾度　和禮母企企多理

といふ二首の歌がある。今日のケに祁を用ゐたのも正しい。また日に比を用ゐたのも正しい。ところが池のケに介を

用ゐたのは正しくない。氣の類を用ゐるべき所であるのに介は祁と同類である。ケの誤は宣命の方では類聚國史に見える天長元年二月三日の宣命から誤りはじめてゐるが、歌の方では其れより十一年前から誤つた例を見せてゐる。次にホトリのトは石塚氏のに採集してゐないので今、比較することができない。時鳥（ホトヽギス）のトトは共に登の類を用ゐることを石塚氏は言つてをるのにこの二首の歌には、止と度とを用ゐてゐるが、度は異類の假名で誤である。平（タヒラ）のヒは比を用ゐてゐるのが正しい。また千代（チヨ）のヨに與を用ゐてゐるのも正しい。助詞トに前の歌では止を用ゐてゐるのは正しいが後の歌に度を用ゐてゐるのは正しくない。倶（トモ）ニのトを度としてゐるのも誤つてゐる。次に聞（キ）クのキは三ケ所ともに企を書いてゐるが正しい。ところが聞（キ）ケバと已然形になるケを介としてゐるのは誤である。次に聲のコに已を用ゐてあるのは正しい。また主（ヌシ）のヌに奴を用ゐたのも正しい。

以上で日本後紀の時代に當る類聚國史の歌の假名を調査しをへたのである。それを概括するに宣命の方ではわづかにヘヨケの三つの假名において混亂してゐるに過ぎないのに歌の側ではヘヨケは勿論誤つてをり、そのほかにソヒキメコトの六つの假名においても混亂を示してゐる。合せて九つの假名に混亂を示してゐるのである。

よつて思ふに、宣命は發音の上にも最も因襲的で永く古音を保存してゐたので、わづかヘヨケの三つの混亂にとゞまつてゐたが平安朝のはじめの頃の實際の發音は例の十三の特殊假名遣のうち九つまでを少くとも倂して混亂せしめてゐたのである。そこで十三の假名のうち、以上の資料中で混亂してをる實例に接しないのはエヌミロの四つである。このうちエは既に說いた通りまだこの時代は混亂してゐないのであり、ア行とヤ行との區別であつて他と事情を異にしてゐるのである。またヌの二種は實は怒の方は後にノと發音せられる一類なのであつて、その爲に混亂しないので

あり、ヌに二種あると言ふよりもノにもと二種あつたと言ふべきものであらう。

つまり日本後紀の記事の年代においては大和時代の特殊な假名遣――尤もその一部は奈良朝に崩壊しはじめてゐた――が大部分こはされてしまつたことが明かにせられたのである。

なほ參考のために萬葉集の最も新しい歌と同じ頃に記されたと考へられてゐる佛足石歌の假名をしらべて奈良朝の實情をうかがつて見よう。

御足跡(ミアト)の御(ミ)に美を用ゐてゐるのは正しい。また三十(ミツチ)のミに彌を書いてゐるのも美と同類の假字で正しい。また踏(フ)ミといふ四段活用連用形のミに美を用ゐたのも正しい。また見(ミ)ケム・見(ミ)ズテ・見ツツ・見ル・見ニクルのミを美・彌などと書いてあるのも正しい。また進(ス)ミといふ四段の連用のミを美としてあるのも正しい。また人(ヒト)ヲ多ミのミを美としてあるのも正しい。また蛇(ヘミ)のミを美としてあるのは石塚氏のに用例が見えぬが正しいのであらう。また大君のミも美を書いてあるのは正しい。

以上あげたミはすべて美の類であるが、身(ミ)の用例三つ(人の身・穢き身・是れの身)は皆、微を書いてある。これは美とは別の類の假名で身の時はこれを書くのが正しいこと石塚氏の調査してゐる通りである。

要するに奈良朝末期にはミの二類の假名は正しく書分けられてゐたことが知られる。

次にロの假名をしらべるに諸人(モロヒト)・諸々(モロモロ)のロにすべて呂を用ゐてあるのは正しい。また處(トコロ)のロにも呂を用ゐてゐる。これも正しい。滅ブのロを呂としてあるのも正しい。また萬(ヨロヅ)のロにも呂を用ゐてゐて同じく正しい。要するにすべて正しいが、たゞ呂の類だけあらはれて、異類の漏の類が見えないことが心細い。もし、漏の類に書くべき場合の例が

出たら呂に間違ひはしないかといふ懸念があらう。平安朝初期のミとロとの正しいのもかういふ原因のためかも知れない。とにかく日本後紀や同書の年代の部分の類聚國史やにあらはれる歌ではミは美の場合、ロは呂の場合の用例しか無いのである。

次にヌの假名遣をしらべるに後にノといふべき場合のは、新しい形になつてゐる忍(シノ)バム・偲(シノ)べの例しかない。この點において努といふ一類の假名は乃といふ類の假名に歸してしまつた事が知られるのである。從つて特殊の假名のヌの二種とせられてゐた努の類は既に奈良朝末に乃となつてしまつたことが考へられる。この事實を前に述べたミ・ロの場合とつき合せて考へると、エを除く十二の假名（濁音もあるが）はその一部（たとへばヘ・ヨ・ヌ）の如きは既に奈良朝時代から混亂しはじめ他の假名も平安朝のはじめから亂れはじめたと考へられるのである。

次にキの假名遣を見るに、良(ヨ)キのキ、厚(アツ)キのキ、ヲヂナキのキ・穢(キタナ)キの語尾のキ・如キのキ・善(ヨ)キのキなど形容詞の連體形に伎・岐を用ゐてあるのは正しい假名遣である。また寫シ置キ（二度用ゐてある）のキ・行キメグリのキ・響のキなど四段活用の連用形に伎を用ゐてあるのも正しい。また幸(サキハヒ)のキに伎を用ゐてあるのも、石塚龍麿がサキ（幸）のキを根吉ヲ用フと言つてゐるのと合致して正しい。また聞(キ)クのキに伎を書いてあるのも正しい。また穢(キタナ)キの語根のキに伎を書いてあるのも龍麿が例をあげてゐる樣に正しい。以上キの假名はすべて正しいが伎の類のみあらはれて紀の類の見えぬことは物足らない。

次にケの假名をしらべよう。見(ミ)ケムのケを祁としてあるのは正しい。ノケルラムのケを祁としてあるのは石塚龍麿の調査には載つてゐない例であるので正否を判じにくい、置ケルのケを祁としてあるのは正しい假名遣である。また

過去の助動詞ケリのケには家と鷄とを用ゐてゐるがこれは祁と同類の假名であつて正しい假名遣である、また捧ゲマウサムのゲは義を用ゐてゐるが、この義は氣の類の濁音で正しい假名遣である。かくケは二類とも正しく用ゐられてゐるのである。

次にコの假名遣を見るに處のコに己を用ゐてゐるのは正しい。また、幾つも用ゐてある是ノと此レとのコは總べて己を用ゐてゐる。これも正しい假名遣である。また如・如キの用例でゴは期を書いてある。己の同類の濁音の假名であつて、この語については正しい假名である。また永久のコに己を用ゐてゐるのも石塚龍麿の言うてゐる樣に正しい。要するにコの假名は正しく用ゐられてゐるが、許の類（己もそのうち）ばかりの用例であることが心細い。

次にソの用例をしらべよう。三十とか八十とかいふソには蘇を用ゐてゐるが石塚龍麿によるとこの蘇が正しい。ソダルといふ語のソには曾を用ゐてある。がその正否は一寸判じにくい。裝のソは曾を書いてある。正しい假名遣である。また助詞ソ・ゾに曾・叙を用ゐてゐるが正しい。かくてソの二類は共に相侵すことなく正しく用ゐられてゐる。

次にトの假名を見るに御足跡のトは止となつてゐる。また助詞のトをも止としてある。また助詞トモのトも止を用ゐてある。諸人のトも止である。備レル人・ヨキ人・珍客などのトも同じである。また永久の二つのトも止であり羨シのトも止であり、厭ヒのトも止であり、求ムのトも止である。また輩のトも止である。また尊クの場合に刀を書きながら尊カリのトには止を書いてゐてトの用法は混亂してゐるらしい。刀は斗の類であるが止はそれとは異なる登の類と思はれる點がある。すなはち助詞のト・トモ・及び人・常・友・厭フ・求ムなどのトは石塚龍麿の調査もあつて登の類の假名を用ゐてゐるのである。そして佛足石歌ではそれに對し止を用ゐてゐるから止は登と同じ部類と考へら

れるのである。ところが跡・尊シのトは斗の類であること石塚龍麿の調べた通りであるのに佛足石歌ではそれをも止であらはしてゐる（尤も尊シでは前述の如く、止と刀とを混じてゐる）のであつて、確かにトの假名は奈良朝末には混じて來た證據であらう。

次にヒの假名を調べて見よう。人のヒには總べて比を用ゐてあり、響のヒや光のヒも比を用ゐてある。また救ヒ・散ヒ・裝ヒ・眠ヒなどのヒもすべて比を用ゐてゐる。これらは四段活用の連用形であるから、比が正しい。また人光などのヒは比が正しいことは石塚龍麿の言つてゐる所である。ヒビキの用例は龍麿も見つけてゐないから正否を判ずる資料を缺くが他の例からおして誤ではあるまい。ビの假名についても同様である。

次にヘの假名について調べよう。助詞サヘの用例二つともヘに閇（閉に同じ）を用ゐてゐるのは正しい。仕へ奉レリのへと終へふのへとは共に閇を用ゐてあるが、下二段活用の語尾であるから正しい。蛇のへも閇とあるが他に用例がないので比較ができぬ。ベシ（ベカラ）のべは閇と倍とを用ゐてゐるがこの二つは同類の假名であり、石塚氏のあげてゐる樣に正しい假名遣である。上のへに閇を用ゐてゐるのも正しい。これらに對し、他の類の假名を用ゐてゐるのにタグヘリのへがある。覇を用ゐてゐるがこの假名は幣の類である。また偲べのべ――このべは實はもとへでシノフ・シヌフはバ行でなく、ハ行の動詞であつたのである。これは從來誰も言つてゐないことであると思ふから、特に明言しておく――實はへに覇を用ゐてゐる。四段活用の命令形であるから正しい。かうして、へ・べの假名には一つも誤が見られない。

次にメの假名をしらべてみよう。天のメを米とするのは龍麿の示す通り正しい。またマサメ（正目）の二例ともにメ

に米を書いてゐるのも目の假名は米の類であること龍麿の調べた通りで、正しい。また爲の用例はいくつもあるがメは皆、米を書いてゐる。これも龍麿の調査した通り正しい。廻りのメに米を書いてゐるのも正しい。愛シ（メグシではない）は愛ヅといふ語から來たのであらう。米を書いてゐるが、メヅのメは米の類であること龍麿の示す通りであるから、正しい假名遣であらう。

右のほかに活用の語尾については求メテのメに米を書いてゐるのは下二段活用の連用形であるから正しい。また踏メルのメと進メのメとに賣を書いてゐるのは共に四段活用で上は存在態、下は命令形で賣を書くべき所であるから正しい。同じ命令でも努メのメには米を使つてゐるが下二段活用であるからである。

要するにメの假名は米の類と賣の類とを正しく使ひ分けてゐることが知られる。

次にヨの假名についてしらべて見よう。萬のヨに與を用ゐてゐるのは龍麿の示す通り正しい。また良キの用例はいくつもあるが皆、與を用ゐてゐる。これも龍麿の示す通り正しい。また世（是レノ世も千代も同じ）は皆、與としてあるがやはり龍麿の指示する通り正しい。また裝ヒのヨに與を用ゐてゐるのは、龍麿のにはヨソホヒは見えぬが、この語はヨソヒの繼續態であるから當然ヨソヒのヨによつて知られるのである。ところが龍麿の調査ではヨソヒ（裝）のヨは與余の類であることを示してゐる。故にヨソホヒのヨに與を用ゐたのは正しいと考へられる。次にヨスガ（便）のヨにも與を用ゐてゐるが確かに正しいこと龍麿の示す通りである。四ツのヨにも與を用ゐてゐるが龍麿はこの用例をあげてゐない。とにかく正否の論じえられるものについては皆正しいのである。たゞ、用の類の假名を用ゐるべき場合が一つも無かつたから果して用の方を與余の類に轉じなかつたか、どうか、以上の資料だけでは保證せられないの

である。

以上、佛足石歌による假名遣の研究を終へたのである。なほ奈良朝末の調査としても他の資料を調べる必要があるが、主題から離れるきらひがあるから省かう。また平安朝初期としても日本後紀の時代だけを取扱つてその後に及ぶことができないが、日本後紀時代に特殊假名遣は大體ほろんでしまつた。（エの如き特例はあるが）いや、奈良朝時代から少しその萠が見えてゐたといふ事が承認されれば結構なのである。

第十章　淸　濁　音

同じく「文字と音韻」といふ題で述べて然るべき所ではあるが、同じ題のあまり續くのも退屈であり、特に上代の特殊假名遣を研究した石塚龍麿でも淸濁については別の一書『古言淸濁考』をあらはしてゐるのであるから、こゝに題を改めることとした。

我々は普通、平假名にも片假名にも濁點をつけて淸音の假名を濁音に讀むことにしてゐるのであるが、この方法が一般化したのは室町時代からである。尤も、一般化といふのは全部といふ意味ではないので、特殊の場合は今でも濁點を用ゐない。

さて、室町以後、私のいふ近代語の時代に一般化した濁點はいつから始まつたかといふにこの方面については既に諸家の研究がある。『國語國文の研究』所收の「本邦音符考」と『國語說鈔』所收の「濁點源流考」とは吉澤博士の論文で、この方面に先鞭をつけたものである。また星加氏の「濁點の成立について」（『國語と國文學』昭和七年十二月號）はそれに

對し新しい意見をたてるものである。

とにかくもと漢字にはじまつたもので、假名にも及ぶ樣になつたものとせられる。そして後には、むしろ假名に用ゐるのを原則とするにいたつたのである。漢字につけた濁音符の古い例は、漢文（漢譯佛典も勿論含まれる）に用ゐられたのであり、假名に施す場合も漢字の音を示す振假名に用ゐられたのが古いのであつて、共に平安朝時代に始まつたものである。假名につける濁點と漢字につける濁點とは源流を異にするといふ學說もあるが、とにかく、一般國文の文章に用ゐられることは無かつたのである。

一體、平安朝における和歌や物語や日記などの國文學は普通、平假名で書かれたもので、その後、もと傍訓用であつた片假名が合流して、片假名の物語も院政鎌倉時代には生れて來たのである。和歌でも、もと平假名であつたのを、片假名に書改める事まで生じてをる事もあるのである。

さてその平假名の源流は萬葉假名であつて萬葉假名には多くは、清濁は別の文字で書分けられてゐるのである。ところが、だん〳〵清濁を別の文字であらはすことなく合流して行つて、それで大體間に合つてゐたが、精密を要するため漢文及びその傍訓字音に行はれた濁點を應用して國文にも及ぼすにいたつたものである。

以上で大體が明かになつたであらうが、平安朝初期の清濁を取扱つた實際を示して行かう。まづ日本後紀の宣命からあげよう。延曆十五年十月十五日のには嘉備悅備と濁字でビを表してをり、延曆二十四年二月十日のに神那我良母とあつてガに我を用ゐてをり、大同四年四月一日のには天皇我詔旨良末止とある。また弘仁元年九月十日の詔には已我威權（イキホヒ）や巳我妹などガには濁音の我を用ゐてゐるが、罪奈閇賜布閇久の下の閇は助動詞ベシの語根であるべき所であるのに閇は

淸音のへを表す假名である。また不レ能所乎波不レ教止二の乎波は普通ナバと訓む語ではあるが、この場合のバはハの濁つたものであるから元はハと淸んで言つたもので、この場合もその淸んだ一例と見られるから波を濁音假名に用ゐた例とするのは當らない。

次に弘仁元年九月十三日の宣命には罪賜布倍久や重罪有倍志の如く助動詞ベシのベに倍を書いてゐて、濁音を特にあらはすらしいが、罪奈倍賜比の罪奈倍はツミナへと訓むべき所であらう。倍は濁音の假名であるべきに淸音の所に用ゐてゐるのはベクのベに閇を用ゐたのと反對ではあるが、へとべとを相混じてゐた證となる。

弘仁二年十二月十日の詔には掃除止毛之可といふ例がある。ドモといふ助詞を淸音の止毛であらはしてある。

次に弘仁六年七月十三日の宣命には獨知倍伎や政有倍止之など助動詞ベシのベを濁音假名倍であらはしてゐる。

次に類聚國史によつて日本後紀時代の宣命を補ふと次の通りである。

延暦十一年十一月の宣命に治賜物曾止とある曾は普通、助詞ゾといふべき所であるが、このゾを古くはソとも言つた事は嘗て論じたことがある。故にこの曾を濁音に用ゐたと見ることはできない。

大同二年九月九日の宣命の菊花豐樂聞食日爾在止毛の止毛はアレドモのドモに當るべき所で前に弘仁二年の宣命に見られたのと同例である。また故是以御酒賜倍の賜倍をタマへと訓むと淸音へに倍を用ゐたと言へようし、その樣な例もあることを既に述べたが、これはタベと訓めるから淸音の假名に用ゐたといふ證にならぬのである。前に述べた罪ナヘ（下二段）は罪ナベであつたかも知れないと考へられる事情もある。さうすると弘仁元年九月十三日の罪奈倍は正しく、弘仁元年九月十日の罪奈賜布閇閇久はベを閇といふ淸音假名で閇に合せた事が重なつてゐることになるのである。

政事要略の宣命に須法律乃任爾罪奈倍。給之不倍とあるのも罪ナベの證となるであらう。なほ惠良支。といふ例があるが、普通この語はヱラギと濁音で終る様に考へられてゐるが、支は清音の假字であるから、ヱラキといふのではなかつたかと思はれる。續日本紀宣命にも惠良伎と書いてあるのである。

次に大同五年九月十日の宣命は卷三十六と卷百四十七とに見えるが、後のには中賜倍。止中久とある。この賜倍は命令形ではあるが、前にも言つた様にタベとも訓めるからタマヘのへを濁音假名で示したといふ證にはなりにくい。

次に弘仁十四年十一月二十日の宣命に天皇我大命良萬止とある我は例の助詞ガである。次に司々人止毛の止毛はドモといふべき所ではあるが、この接尾語はトモ(友)といふ名詞の轉じたもので、その連濁であるから語源的に止といふ清音假名を用ゐても不自然に聞えないのであらう。また止は助詞ドモのドにも用ゐられてゐた位で濁音にも融通して用ゐる様である。

次に天長元年二月三日の宣命に天皇我詔とある我。は例の助詞ガである。天皇我大命とあるのも同類である。また凌ニ瓲波ニ岐とある岐は凌をうけて シヌギまたはシノギと濁るべき所で、濁るべき證は石塚龍麿があげ示してゐる。そのギは藝で清濁の差別はあるが岐と藝とは同類の假名であるから凌岐はその點に難はなくたゞ清音の岐を濁音に用ゐたといふことになるが、それは、平安朝に始まつたことでなく古くから岐は清濁に通じたこと石塚龍麿が古事記の用字法で承認してゐる所である。次に爲禮止毛の止はドモのドに當るのであり既に度々あつた例である。

次に同年五月二十日の宣命にも天皇我御命の例がある。また客人倍。聞食止詔布。客人乃倍。國といふ客人倍の倍はベと訓むので邊から來た語であらう。また還退倍支時の倍は助動詞ベキのべである。

次に天長元年十二月二十日の宣命には天皇我御命と二度用ゐてあるのはガの濁音をあらはす假名を用ゐてゐるが、奉レ遷率可故爾の可はガといふべき所らしいが、可は元來、清音の假名であつたのであるから、平安朝初期の宣命としてはこゝにはじめてガにカの假名を用ゐたといふことになる。

次に天長二年十月二十六日の宣命にも天皇我大命と天皇我御命との例がある。かういふ前々からの宣命に繰返されるのは因襲的に古い用字法を保存するものと見える。

天長三年三月二十九日の宣命にはやはり天皇我詔旨と見える。またこの宣命には聞食止倍宣と聞食止閇與宣との相似た二種の書方が見えるが、後のはキキタマヘヨと訓めるし、前のはキキタマヘヨに對しキキタベと訓める。この場合タマヘヨもタベも共に同じ意味の命令形なのであつて、この聞食倍をキキタマヘと必ず訓んだといふ證據とする事は控へておきたい。

天長四年正月十六日の宣命にも天皇我詔旨といふ例がある。また諸業聞食給止倍宣の給倍はタベと訓むがよからう。なほこの宣命には見部太爲退止爲毛奈とあつてタベといふ語を見せてくれる。これはこの時代に下二段のタブといふ語があり、見タべは見セテ載イテといふ意味であつたことが知られる。

次に天長四年正月十九日の宣命に塔木爾用率我爲之天爾止とあつて助詞ガを我で示してをる。また除兪給倍は給倍を例のとほりタベと訓みうる。

同年正月二十一日の宣命にも天皇我詔旨とありガを濁音假名で示してゐる。

また同年正月二十二日の宣命にも天皇我詔旨と天皇我大命との例がある。

天長四年十一月二十五日の宣命には淨奉牟我爲とあつて同じくガを濁音假名で示してゐる。

次に天長五年八月十八日の宣命では天皇我朝廷とあり、また有止倍之や矜賜布倍支の樣にべの假名は濁音のを用ゐてゐる。

同二十四日の宣命に天皇我詔旨や申給止倍申久など例のガ・ベなどの濁音假名の例のほかに疑是當政有レ闕波加爲(ハタ)當神道有レ妨波加の例に見る樣に波でバといふ濁音を示してゐる。

天長八年十二月八日の宣命には例の天皇我御命のガがある。

以上日本後紀時代の宣命によつて知られる全部である。概括して見るに、少し疑はしい點もあるが、清音の假名で濁音を表す例は少しあるが、濁音の假名で清音をあらはす事は先づ無いと見てよいらしい。

濁音の四行すなはちガザダバの四行のうちガ行ではガに用例が多くあらはれ特に助詞ガの例が多かつた。大體、我といふ濁假名を用ゐてゐるが極めて稀に清音假名を用ゐてあつた。またギについては岐支を用ゐたとも見え清音假名を借るとも見えるが、多少疑の餘地がある。ダ行ではドに對し清音假名止を用ゐることが特色をなしてゐる。以上の諸行よりも清音假名で濁音をあらはす事の多いのはバ行である。バを波であらはした例もあり、べを閇であらはした例もあつた。しかし、やはり概してバビべともに濁音假名を用ゐてあらはす事が普通なのである。

次に日本後紀時代の歌によつて調べるに日本後紀によると、大同元年四月七日の童謠には直ニ(タダ)を多太仁としてダに太をあててゐる。清音の多とよく使ひ分けてゐる。ところが向ヘルを武賀倍流とし、一面、野倍能佐賀(ヤベノサカ)とあつて倍は清濁兩方に用ゐられてゐる。とすると前に宣命の方で倍は出來るだけべと訓む樣に工夫したが必ずしもさうしなくて

もよい事になり相でもある。また直(ナガ)では多と太とで清濁をよく分けてゐる樣に見たが、痛(イタ)クを伊太久としてをるので太は清濁に通ずることが知られる。向(ムカ)ヘルを武賀倍流としたり、坂を佐賀としたりする樣に賀は必ずしも濁音專門ではないのである。

次に大同三年九月十九日の歌を見るに、やはり賀を清音に用ゐて如何(イカ)ニを伊賀爾とし、風を賀是としてゐる。ゼに是を用ゐてあるのは濁音の假名を特に用ゐたのである。バについては助詞には婆を用ゐ、有レバカを阿禮婆可としてあるが尾花(ヲバナ)のバは乎波奈と波を書いてある。連濁だから語源どほりに書くのであらう。また結(ムス)ビの語尾は古くから濁音であること石塚龍麿の示してある通りであるが、この歌では吹結ビタルを布岐牟須悲太留としてあつて悲を濁音にも用ゐてゐるのである。また太を清音にも用ゐる例としてそのタル(助動詞)を太留としてある。

以下、類聚國史に載つてをる方のをあげるにまづ延暦十四年四月十一日のを見ると、もとガの假名であつた何が清音をあらはして、野中を能那何としてある。賀も同樣に用ゐられてゐる。助詞バにも波を用ゐて阿良多米波(改メバ)としてある。

同じ時のもう一首に和玉(ニキタマ)を爾記多麻としてある。がこれはギを記で表したものとは言へないらしい。それは和(ニキ)と訓むべき假名を大和時代に用ゐてゐること石塚龍麿の調査してある通りであるからである。

次に延暦十五年四月五日の歌を見るに、べに倍を書いて助動詞べシの連用形を倍久としてある。何事(ナニゴト)を奈呼登としてあるのはコトの連濁だから語源的に書いたのであらう。時鳥(ホトトギス)のギを擬としてあるのは濁音假名を用ゐて濁音を示した正當な例である。

次に延暦十六年十月十一日の歌に此頃(コノゴロ)を已乃已呂としてあるが、これはこの字の通り、コノコロと訓んだとも考へられる。助詞ゾと一般に認められてゐる助詞のソといふ場合を曾で示してゐる。助動詞ベシのべは倍となつてゐて倍は濁音にやはり有力である。時雨(シグレ)のグは濁音假名具(グ)であらはして志具禮としてある。

次に延暦十七年八月十三日の歌によると例の賀は鹿(シカ)を之賀とし、行カジを伊賀之としてある樣に清音に用ゐられてゐる。之は勿論、清音假名であるが、この伊賀之は行カジで助動詞であるから濁音にも用ゐたのである。開カズを岐蔽受としてあつて受はズをあらはしてゐる。また開カズバ行カジと普通讀むらしいが、ズの下のバは實は、もとハであつたらしく、この波をもつて濁音にも用ゐてゐるとは言はれない。

次に延暦二十年正月四日の歌を見るに、戀ヒツツ居レバを胡飛都々隝黎叵としてあつて叵といふ假名でバを示してゐるが、叵の音はハであるからバにも應用したのであらう。濁音のガを示す何を清音につかつて思ヒツル哉(カナ)を於毛爪都留何毛といふ樣に書いてある。

次に大同二年九月二十一日の歌を見るに宮人(ビト)を美耶比度乃と書き、藤袴(バカマ)を布智波賀麻としてあり、ヲリヒト（寶理比度）も同類らしいが、例の連濁であるから語源的に書くのであらうか、それとも連濁になつてゐないのであらうか。また藤袴の藤に布智としてあるのも清音假名を濁音にも用ゐたのであらう。愛(メ)ヅルのヅを豆とし、宜(ウベ)のべを倍とする如きは正しく濁音假名を用ゐたものであり、深クを布賀久とする賀や多乎利太流やはガ・ダの假名を清音に用ゐた例で既にあつたものである。また同樣に元來、濁音假名である度を清音トに用ゐて人を比度と書いてをる。

次に弘仁四年四月十日の歌を見るに邊(ホトリ)を保度理とし時鳥(ホトトギス)を保止度支須または保度止伎須とし歌主ト俱(トモ)ニ千世ニトを

宇多奴志度度毛爾千世爾度としてあつて度を清音に使つてゐる。また右の時島のギに支または伎を用ゐてゐるのであるが、これは宣命に既に同類の問題があつたが、歌の方ではキの假名は記企など字形の異なるものは別として、支伎岐などでは岐は常に清音に用ゐられ、支伎はこゝにはじめてギに用ゐられたのである。なほバに波を用ゐて開ケバを企介波と書いた例がある。

以上、日本後紀時代の歌の假名を概括するに宣命を資料とした時よりも用例が豐富で、ガザダバの四行にわたつてゐる。擬具豆是受（ギグツゼメ）などは本來の濁音假名をその通りに用ゐたものであり、宣命における我（ガ）の如き位置にある。これに反し賀何度の如きは本來の濁音假名を清音にのみ轉じて用ゐてゐるのである。また悲叵智支伎（ヒベチギキ）の如きは本來の清音假名を濁音に用ゐてをり、之波の如きは——呼已も同類か——本來の清音假名を清濁にかね用ゐ、倍太の如きは本來の濁音假名を清濁にかねて用ゐてゐるのである。かくして、本來の濁音假名を濁音のみに用ゐるのは割合に用例が少く、清濁を相通じて用ゐることが多くなつてゐる。それを行別に見ると、バ行はバビベの三音とも清濁を通はしてをり、最も清濁の近いことを思はせる。これは宣命においても知られたことである。

とにかく日本後紀の時代はまだ濁音專用又は濁音を主としてあらはす假名が存してゐたことが知られるのである。しかし、その用例が局して行つて濁音專門の假名がよほど衰へてゐるのである。そして宣命よりは歌謠の方に甚だしいのであるが、それは宣命の方がより因襲的であるためであらう。しかし兩方の比較によつて清濁のきまる事もある様である。たとへば宣命の倍は常にべとのみ訓む様にも說きえられたが、歌の方ではどうしても清音へでなければならぬ倍のある點からして、宣命でもへと訓んでもよいらしく、從つて必ずしもタベと訓まずにタマへと訓めることに

なるのである。

なほ、續日本後紀以下の國史について、比較的清濁を通じて書く歌謠の例をしらべるに、書式からいふと、今までの樣な一字一音式のほかに宣命書がある。續日本後紀では承和九年八月十三日の條の童謠と嘉祥二年三月二十六日の條の長歌とがそれであり、三代實錄の卷頭の童謠がそれである。この三首の歌のうち最初のは助詞ゾと同義のソに曾を用ゐてあるが濁音假名は見えない。次の長歌ではヨロコビを悅比とし、比でビをもかね、また濁音假名「毗」を宿那毗古那の如く、もとの濁音とも用ゐ、毗禮衣(二度用ゐてある)の樣に清音の所にも用ゐてゐる。また波は濁音バにも用ゐて飛バシを飛波志とし條件法の助詞バに御坐波世(用例二つ)・由求禮波・萬代爾大御世成波の樣に用ゐてゐる。また倍はベにもヘにも用ゐられてゐる。ヘの用例はハ行下二段活用の堰加倍・堰倍毛・賀禰天・繕倍・調倍の類とハ行四段活用の存在態の如是鎭倍留事者・皇乎鎭倍利(用例四つ)・行倍留の類と助詞サヘを佛倍左と用ゐてあるなどとがある。ベの用例は陳倍・延倍・願成倍志多の如くバ行下二段活用の動詞の場合にあらはれてゐる。バ行音について清濁混用の多いのはダ行音、ことにそのドとトとである。度をドに用ゐたのは罪有度と然禮度毛と非レ數爾度と亂天有禮度と春波有禮度の樣に助詞ド・ドモにあらはれ、トに用ゐたのは言玉乃幸國度と世之理度と奉レ令レ榮度と恒爾惜牟度と着止飛爾支度と有岐那禮度と丁寧度聞許志の樣に助詞トをあらはす場合に用ゐられてゐる。度の外に止がドに用ゐられた咎有止の例がある。なほダ行音に陀羅尼の陀があるが事情がちがふ。ザ行音では助詞ゾを曾とした例が多いが、これはゾとも訓んだもの、ゾの合流したものらしい。聖之御子曾瓠葛天能梯建踐歩美天降利坐志と聞曾言須と申志上留と是曾此乃と言玉乃幸國度古語爾流來禮留とがその例である。須はスとズとに通じて用ゐられてゐる。不レ過須と謂乎不レ假須良の須は打消の助動

詞のズであり、書記須博士不レ雇須の上の須はス、下の須はやはり打消のズである。また志はシにもジにも用ゐられてゐる。不御華志は打消のジをあらはした例である。が行では賀が賀美侶伎の様に清音となりまた伊須賀志態と濁音になつてゐることもあり、加も何𛀁の如く清音をあらはす外に宿那毗古那加葉菅遠殖生々志川や浦島子加天女釣良禮來𛀁の様にガにも用ゐられてをる。

以上說く所によりこの長歌では濁音だけをあらはす假名は跡を絶つたことが明かとなつたのである。

次に三代實錄の卷頭の童謠を見るに躍止利と騰加利と志岐(鳥名)とによつて加岐止の三字が濁音を表してゐることが知られる。この三字とも——たゞし岐は古事記では清濁に通じたと石塚龍麿が認めてゐるが——清音の假名であつたもので、清濁を相通じて用ゐ、特に濁音專門の假名が無くなつた證である。

以上は宣命書の歌であるが、一字一音式の歌は承和十二年正月八日と十日とに各一首づつ見える。それによると那那都義の義はギをあらはしてゐて濁音文字をもとの通りに用ゐてゐるがそのほかは清濁を混じてゐる。すなはち飛は萬飛多天萬川流とゝかつて清音に用ゐ和飛夜波遠良無とつかつて濁音にも用ゐられてをる。また清音假名であつた天は伊天弖と濁音にも用ゐられ、於岐那度天の如く本來の清音にも用ゐられてをる。伊天弖萬毗天牟の天も助動詞でテといふ清音である。今あげた於岐那度天の度はもと濁音假名であるのに助詞トをあらはして清音であり、伊天弖萬毗天牟の毗は舞ヒのヒでもと濁音假名なのを清音に用ゐてゐる。美與爾萬和倍留の倍ももと濁音假名をへといふ清音に用ゐてゐる。かうして見ると、この歌においては、濁音專用の假名はわづかに一個に過ぎないが、その一個もわづか二首の短歌であるため清音の場合が見えないだけで、清音にも用ゐうるのであつたかも知れないのである。かくてこ

の二首の歌の承和十二年から前に言つた嘉祥二年の長歌までの間を濁音假名の絶無となる時代と見るべきであらう。宣命の保守的に比べて、歌の方が進歩的であるから、この様に歌によつて當時の一般の表記法を推定してよい。更に進歩的な平假名書の物語・日記・草子などは、まだあらはれてゐない時代であるから歌によつて當時を知るべきである。尤も歌によつて右の如く結論しえた所は當時社會に行はれた一般普通の表記法上の事で特殊なもの、極めて保守的なものもあつたに相違ない。固有名詞の表記法の如きはその特殊なもののうちに數へられよう。

次に新撰萬葉集によつて濁音假名をしらべよう。まづガ行から言ふと、もと濁音假名であつた藝が清音をあらはす樣になつて助動詞ケリのケや形容詞及び形容詞風に活用する助動詞の語尾のケにしきりに用ゐてゐる。しかしこの爲にケリがゲリとなつてゐたとは言へない。介里とした例もある。次に加をガに用ゐた例もある。志加良三はシガラミである。訓ではあるが疑問の意の助詞カは連濁にならぬのであるから神女（ヲトメ）等（ラ）歟（ガ）と訓ませてあるのは珍らしい。また具を清音クに用ゐて眞木牟具（マキムク）とした例もある。

次にザ行について調べるに芝を濁音に用ゐた例は打消の助動詞ジに見える。たとへば不有芝（アラジ）輌倍者（トモヘバ）とか風丹不任芝（マカセジ）といふ風に書いてある。また須を濁音ズに用ゐる例がある。たとへば見江須（ミエズ）見江須裳とか音谷裳世須（ズ）といふ風に用ゐてある。これらよりも更に用例の多いのは曾を助詞ゾまたはゾに用ゐてある事である。包手曾惜敷（カクテゾヲシキ）とか寒音丹曾開湯（ニゾサクユ）那留（ナル）といふ風に用ゐるのである。

ダ行の例は比較的少い。都を濁音に用ゐて音都禮（オトヅレ）裳勢沼と書き、津をも濁音に用ゐて海松和布（ミルメ）加津加沼（カヅカヌ）と書いてある。

バ行の例は最も多い。元來濁音假名である婆を清音假名に用ゐて婆婆曾之黄葉とし野邊緒匂婆須とするのだある。また元來清音の保は於保呂丹人緒とか潤曾保知筒といふ風に濁音假名にも用ゐられると見える。しかしこれは深く考へる必要がある。ソボツは武烈紀に曾褒遲とあつてソホヅであるべく、オボロはオホロとも言つたものなのである。なほこの保には已保禮手といふ例があるが、コボルはもとどう發音したか、コホルとは言はなかつたか不明である。まづこれはコボルと言つたと見るのが常識である。次にもと濁音べをあらはした倍はこの書物でも例のとほり清濁を通じて用ゐられてをる。那倍手・駒那倍手・涙狎倍芝・摧倍良成留などの倍はべをあらはし、匂倍留・道荒迷倍留・女倍芝・宿露佐倍・不有芝輌倍者などは清音への場合である。

以上によりこの書物では濁音專用の假名のないことが知られる。つまり清音假名をも濁音に通じ、元來の濁音假名も清音に用ゐる類なのである。ただ一つ備を甘南備といふ風に濁音ビにのみ用ゐたのは例外であつて濁音專用となつてゐるがこれは地名であるため例外となつたものだらう。

なほ平安朝時代の萬葉假名の清濁を論ずべき資料はいくつもあるが、以上述べた所により大勢は明かである。それよりはむしろ、以上述べた大勢の源流たる大和時代の實情を明かにすべきである、まづ宣命からはじめよう。

續紀の宣命の假名は清濁を全く混じたものではなく、濁音專用の假名が相當多く存するが、また一面、清濁相通じてゐる。

まづガ行から說かう。賀は意能賀弱兒(三詔)の如く濁音に用ゐられるかと思ふと、賀多自氣奈志(五四詔)や賀久(七詔)の如く清音にも用ゐられてをる。可は濁音にも用ゐられて、天皇可大命(一四詔)の樣に用ゐられてをる。ガで

最も濁音専用は何といふ假名らしい。この字を濁るのは、白奈賀羅（三詔）に對し趣賜比奈何良（一〇詔）といひ、宇牟賀斯美（一三詔）に對し宇武何志伎（七詔）と書くにより、また永クを那何久（一〇詔）と書くのでも知られる。我も濁音專用である。氣はゲの音の所にも用ゐられ和氣豆（九詔）としてある。ゴには大命乃期等（一一詔）の樣に專用の假名があるが、已をゴにも用ゐて和已於保支美（一〇詔）としてある。

ザ行についてのべよう。ジには士といふ專用假名があること恐古士物（六詔）によつて知られるが、時も末之時といふ樣に助動詞マジの古形を示してゐる。元來濁音專用であつた自は車波自米而（五詔）不堪自（五詔）などと本來の用法もあるが、形容詞の終止形のシに用ゐて恐自（二五詔）と書き、助動詞ではあるが同類のベシを倍自（二三詔）と書き、副詞シカを自加（二七詔）とし、助詞シを治賜伊自（一三詔）と書いてをる。これに反しもと清音の之一は過去の助動詞シに宜比之（一三詔）とする外に賜之（二五詔）とも用ゐられる。ザ專用には射があり、伊射奈比（一九詔）の樣に用ゐるが、佐は清濁通じて伊佐奈比（三一詔）とした例がある。ズには受といふ專用假名があり同事叙止（二詔）の樣に用以て兼ねさせて絕多米方須（二八詔）といふ風にも書く。ゾには叙といふ專用假名があるが須を用ゐてあるが、この助詞ゾに對し曾を用ゐて助詞ソをあらはす例がある。

次にダ行をしらべるに、ダに專用せられた太は阿麻多太比（三〇詔）の樣にも用ゐられる。がタになつてしまつたのではなくコキダシキを許貴太斯伎（七詔）とした例もある。淸音の多はやはり濁音にも流用して於多比（三一詔）などと用ゐられる。ヂには清音假名チをあらはす知が懼知（二五詔）といふ風に用ゐられる。ヅには豆があつて副詞マヅを先豆先豆（三詔）とし、その他、相于豆奈比（四詔）米豆良可爾（七詔）多豆何奈伎（一三詔）美豆久（一三

部）などと用ゐてあるが、この豆は清濁併せ呑む流儀でツにも大いに用ゐられる。多くは完了の助動詞に見えて停豆などいひ、接尾語をあらはして一豆乃（七部）と書き、連體格助詞を書いて天豆日繍（三部）と書いてある。デの假名としては助詞マデを麻弖と書くから弖がデとも訓まれると言へさうであるが、實はマデはマテと清んで訓むのもあつたから證據にならぬ。次にドの假名は杼が本來のもので、能杼爾波（一三部）といふ例がある。また度は麻度比（一九部）の様に用ゐられてゐる。登等止などの清音假名は流用せられて有登毛（一二部）賜比川豊等母（一三部）祖止母（一三部）の様に用ゐられてゐる。

次にバ行について述べると、もとバをあらはした婆は助詞バをあらはして彌賜問婆（二部）護賜倍婆（三部）伊波婆（七部）と書き、助詞ヲバを乎婆（二部）と書いてゐるが、一面に言ハレヌを伊婆禮奴（一三部）とし、母を婆婆（二五部）とする如く清音ハにも流用してをり、一方、清音の波は見レバを美例波（一〇部）としてゐる様に濁音バにも用ゐられる。ヲバを乎波（七部）とすることもあるのは、語源通りにヲハと發音するのか。ヲバはまた乎方（一九部）とも書くが、その「方」は清音のほかに念方（三一部）宜多方牟（三六部）など用ゐられてゐるからヲバの方も濁られぬことは無い様である。次にビには備といふ濁音專門の假名があるが毘といふのも同様であつて用例が少いだけらしい。加蘇毘（一九部）がその例である。比は清音假名で濁音にも通用させて擇比（七部）とし、此多比（三二部）とし守多比（三六部）としてある。ブには夫があつて濁音專用であつたのである。於母夫氣（一三部）や久奈多夫禮麻度比（一九部）によつてそれが知られる。ところが賜夫事（一三部）示給夫物（一三部）治賜夫（一三部）宜夫（二五部）などではタマフのフをあらはす清音の様に見られよう。しかしこれは必ずしも清音でなければならぬことは

ない。それはタマフに對しタブといふ語が確かにあるからで、仕奉利多夫事（二六詔）や受賜多婆受（二六詔）にその四段活用でバ行である事が知られる。しかし「夫」は必ずブであつて、フでは無いと言へるかどうか。計夫流（三〇詔）といふ用例があるから。ブには清音假名の布から來た例がある。たとへば能利多布（三六詔）といふ様に。このノリタブから見ると前の宣夫をノリタブといふのは結構な訓であるらしい。次にべにはもと濁音專用であつた倍がある。嗣坐倍伎（七詔）獨知倍伎（七詔）有倍之（七詔）の如きはその濁音の例である。ところが、この倍が清音にも通じて福波倍奉となつたり、多米倍（三八詔）となつてゐる。讓賜倍婆（三詔）はタマヘでなくてタベと訓むべきであるかも知れない。この倍の外に清音の閇を濁音に流用してゐる。たとへば恵賜布閇支（一四詔）はその例である。ボについては濁音專用の假名が見えなかつた様であるが、清音假名の保を濁音に流用した例がある。與呂許保志（四六詔）がその例である。

以上で續日本紀宣命の假名により濁音の表記法を研究しをへたが、濁音專用假名と清濁相通假名とが混じつてゐる。なほこの資料から去つて奈良朝末の歌ことに佛足石の歌を吟味してみよう。

ガ行から説明しよう。ガには濁音專用の賀我を用ゐてあり、助詞ガには佐麻佐牟我多米爾（醒サムガ爲ニ）和我與（我ガ世）知々波々賀多米爾（父母ガ爲ニ）などと書き難シの連濁に衣賀多久（得難ク）と書いてある。またホクを奈賀久としてある。我々の常識ではガとよむ所を清音假名「加」であらはしたのに止毛加羅（輩）と與須加（便）とある。しかしヨスガはもとヨスカと發音せられたもので萬葉集では余須可と書いてある。輩もトモカラともとは言つたのであらう。とにかくガには專用の假名があつた。

グにも專用の具といふ假名がある。米具利（廻）多具覇利（並ヘリ）の樣に用ゐてある。

ゲには義といふ專用の假名があつて佐々義麻宇佐牟（捧申サム）といふ風に使つてある。

ゴには期といふ專用の假名がある。期止（如）期止岐（如キ）といふ樣に用ゐてある。

以上述べる所により、ガ行の假名は清濁を通じて用ゐる場合は見當らない。たゞし賀だけは清音にも用ゐられてをる。光を比賀利としてある。光はヒカリであつた證には比加利といふ例がある。

次にザ行について見るにズを專らあらはすのには受がある。打消のズを受であらはした例があるのである。ところが清音の假名を以てズの場合に流用した例がある。和禮波衣美須豆（我ハエ見ズテ）がそれである。

ゾには專用の假名に叙があり、助詞ゾに乃曾久止叙伎久（除クトゾ聞ク）と使つてある。因みに言へば除クは今の人にはノゾクと訓まれてゐるが、大和時代にはノソクであつたことはこの例と萬葉集に刈除曾氣（カリノソケ）（三八三二番）とあるによつて明かである。助詞ゾはもとソと清んだのが多かつた。この佛足石歌にも保呂布止曾伊布（滅ブトゾ言フ）多太爾（直ニ）米太志（愛シ）との例がある。

次にダ行の假名を見るにダには專用の太といふ假名がある。曾太禮留と波奈知伊太志（放チ出シ）多太爾（直ニ）米太志（愛シ）との例がある。

ヂには遲といふ專用の假名がある。乎遲奈伎といふ例がある。なほ三十の義を彌蘇知と書いた例があるが、この知はこの場合、清音假名を濁音に流用したと言へようか。ハタチ（二十）のチと同じ語であるからもと清音であつたと考へられよう。

ヅには豆といふ專用の假名がある。與呂豆（萬）多豆禰（尋）由豆利（讓）伊加豆知（雷）於豆（畏）などすべて確かにヅと

濁る場合に用ゐてある。

デ專用の假名は見當らぬが、助詞マデの場合に麻弖とした例があるから、多くの人は弖を清音から流用した樣に思ふであらうが、もと助詞マデは清んでマテとも言つたものなのである。

ド專用の假名の用例も見えないが、助詞ドに阿禮等(有レド)と書いた例がある。逆態確定のド・ドモを書きあらはすに續紀の宣命では登等止など清音假名ばかりを用ゐてゐることは前に述べた通りであり、平安朝のは清濁通用が多くてあてにならぬことが多い。そこで思ふに、古くは清んで發音したこともあるのではないか知ら。萬葉集ではドに當る助詞に常・利・跡・迹・雖などの訓を除いて見ると杼・度・特・騰など濁る假名に對し登・等など清む假名が五分の一ぐらゐは用ゐられてゐて、相當有力である。ドモの場合も同樣である。まづ世間の常識の通り等をドに流用したと見做しておかう。

次にバ行を見るにバには婆といふ假名があり助詞ヲバを伎多奈伎微乎婆とし、順態條件のバを麻都禮婆としてをる。ところが今の人は普通トコトハ(永久)と清んでをるのを止已止婆としてある。これはハに婆を流用したと見るべきでなく、もとはトコトバと言つたものであつて、その證據には萬葉集に常登婆爾(一八三番)としてある。これをも世人はトコトハと訓んでゐるが大間違である。なほ廻ル義と從來說かれたのに麻婆利としたのがあるが、これは日張ル義でその連濁となつたのであらう。とにかく婆はこの石文ではバと濁るべきで波と區別せられてゐる。たゞ志乃波乎(忍バム)といふ例があり、普通バ行の動詞とせられてゐるがもと清音でシヌフ・シノフなど言つたものである。

ビには鼻といふ假名が專用せられて比の清音と區別せられてゐる。比鼻伎(響)といふ例がある。

ブについては專用の假名に歩が用ゐられてゐる。亡ブを保呂歩としてある。萬葉集にも、

君が行く　道のながてを　くりたたね　焼き保呂煩散牟　天の火もがも（三七二四番）

と見えてたしかにホロブと濁るべきである。ところがこの古文では保呂布と清音にした例もある。といふより布を濁音にも流用したと言ふべきであらう。

べには例の倍が專用の假名で波奈禮須都倍志の如く用ゐられてをる。ところが、ブの場合の布の如く、清音の閇がべに流用せられて閇可良受夜（可カラズヤ）伊止比須都閇志（厭棄ッ可シ）など用ゐられてゐる。なほ忍ぶを志乃覇と書いてあるから、覇は清音へから濁音べに流用せられてゐる様に見える、これは例のシノフとハ行に活用する古い形の命令形である。

以上を要するに清濁をかねてゐるのはガ行に賀、ザ行に須、ダ行に等（これは議論の餘地がある）、バ行に閇と布とで、例の通りバ行が優勢であるが、概して、この古文では清濁通用が少いのである。これを宣命の場合と合せて、奈良朝時代は一字の假名で清濁をかねるのが一部分に行はれてゐたことは確かであるが、他面、濁音專用、清音專用の假名も嚴存してゐて、決して清濁を表記法上に混同して了つてゐたとは言へないのである。

この清濁を分つことは書く人の語學上の學識に關係があると思はれる。勿論時代の古い時はよく區分され後にだん〳〵混用せられたが同時代でも一律には言へない。たとへば正倉院文書續修別集第四十八卷に見える天平寶字六年以前のものと見られる文書には奉り上グを多天萬都利阿久とし山田(ヤマダ)を夜末多(ヤマ)（これは連濁だから濁らずにも言つたか）とし、賜ハス有ラムを多萬波須阿良牟とし、數ヘテのへと賜フ可(ベ)シのべとを同字を用ゐ、十市氏を止乎知宇知とし、聞

ケバ畏シを支氣波加之古之とし運ビナキを波古非天伎とし未ダ来ネバを萬多已禰波として徹頭徹尾、濁音專用の假名を用ゐてゐない。この文書は内容が農業のことで、大和時代都の近くの農人の手紙らしい。さういふ一般人の間には既にこの時代に濁音假名が一つも無かつたもので、後世の平假名文學の表記法は、むしろこの中流以下の一般人や漢學佛學の修養の乏しい女流の表記法の發展したものであり、表面化したものであると見られる。さうすると續日本後紀の長歌の前後を待たずに濁音假名の存在は抹殺せられてゐることが知られる。

なほ右の文書と同類のが正倉院文書の同じ卷に載つてゐる。我ガを和可と記し大トコガツカサを於保止己可都可佐とし、……ガ故を可由惠とし、靡ケナバを奈比氣奈波とし、全く濁音假名が無いこと前の文書と同樣である。たゞ太だけは濁音から出た假名であり、出サムを伊太佐牟としてあるのを見ると、一つの例外らしくも見えるが實はさうではなく、入レシメ給フを伊禮之米太末布とし持タシメテを毛太之米弖とし罷リ給フを末可利太末布としてあるなどによつて清音假名として用ゐてゐること極めて明かである。

第十一章　初期の語法と語彙

延喜前後から新しい物語日記などの文學があらはれ、歌集も面目を一新するにいたつて、平安朝時代を代表する時代語が記されて行くが、それまで約百年間のいはゆる平安朝初期の語は宣命及び若干の歌謠と訓點・ヲコト點などに微かにうかがはれるのである。それは大和時代語から平安朝の盛時、いはゆる延喜天暦の時代への過渡期をなすのである。助詞ナモがナムになる時代であり、主格助詞イが消滅する（たゞしアルイハは例外）時代であり、カモがこびてカ

ナがあらはれようとする時であり、助動詞ではシムからスに移らうとする時であり、ベラが發生した時代であり、一つの時期として特色を有してゐる。

平安朝の盛時の文學には漢語が隨分多く用ゐられる樣になつてゐる。尤も後の院政鎌倉時代に比べると遠く及ばないが大和時代に比べると多い。これは散文學の發達がよほど手傳つてゐるので、歌には依然として漢語が少いのである。歌語の漢語として平安朝色の濃いのは菊（キク）である。この語は萬葉時代及びそれ以前の歌に見えぬが、古今集などにはよく用ゐてある。最も古い用例は類聚國史に見える延暦十六年十月十一日の歌

己乃己呂乃　志具禮乃阿米爾　菊乃波奈　知利曾之奴倍岐　阿多羅蘇乃香乎

の中の用例である。

平安朝の一般の文法については改造社の『短歌講座』に執筆した「平安朝文法概説」といふ拙論があるから參照せられたい。今は殘念であるが改めて執筆することができない。

（昭和八年六月十九日稿）

昭和八年七月十五日印刷
昭和八年七月十九日發行

國語科學講座
（第二回配本）

東京市神田區錦町一丁目十番地
編輯兼發行者　株式會社　明治書院
代表者　三樹退三

東京市神田區三崎町三丁目八十九番地
印刷者　細谷祐三

發行所　東京市神田錦町一丁目　株式會社　明治書院